

平成29年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 12月7日(木曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
小林正明君	6
森 雅哉君	14
大谷純一君	20
川田延明君	29
橋本和之君	34
大澤成樹君	40
高橋祐二君	49
○次会日程の報告	53
○散会の宣告	53
散 会 (午後 1時58分)	53

第2日 12月8日(金曜日)

○議事日程	55
○出席議員	55
○欠席議員	56
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	56

○職務のため出席した者の職氏名	5 6
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	5 7
○開議の宣告	5 7
○承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○次会日程の報告	8 7
○散会の宣告	8 7
散 会 （午前 1 1 時 0 8 分）	8 8

第 8 日 1 2 月 1 4 日（木曜日）

○議事日程	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○職務のため出席した者の職氏名	9 0
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	9 1
○開議の宣告	9 1
○議員派遣の件	9 1

○閉会中の継続調査の申し出	9 1
○日程の追加	9 1
○委員長報告	9 1
○日程の追加	9 3
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○町長挨拶	9 4
○閉会の宣告	9 5
閉 会 （午前 9 時 2 0 分）	9 6

千代田町告示第111号

平成29年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月1日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 平成29年12月7日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	大	澤	成	樹	君	2 番	酒	卷	広	明	君
3 番	橋	本	和	之	君	4 番	大	谷	純	一	君
5 番	森		雅	哉	君	6 番	川	田	延	明	君
7 番	高	橋	祐	二	君	8 番	小	林	正	明	君
9 番	柿	沼	英	己	君	1 0 番	細	田	芳	雄	君
1 1 番	青	木	國	生	君	1 2 番	襟	川	仁	志	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月7日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	高橋祐二君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	襟川仁志君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	椎名信也君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	小暮秀樹君
経済課長兼 農業委員会 農事務局長	荒井稔君
都市整備課長	石橋俊昭君

会 計 管 理 者 長
兼 会 計 課
教 育 委 員 会 長
事 務 局

小 寺 晴 美 君
宗 川 正 樹 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 記
書 記

田 村 恵 子
安 西 菜 月
久 保 田 新 一

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（襟川仁志君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（襟川仁志君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項1件、条例制定2件、条例改正6件、補正予算5件、諮問1件、発議2件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情1件が提出されておりますので、報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、3件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成29年度7月分、8月分、9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

10番 細 田 議員

11番 青 木 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（襟川仁志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（襟川仁志君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） それでは、8番、小林正明です。議長の許可を得ましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

3つございます。1つ目、にぎやかなまちづくりの考え方についてお尋ねいたします。2つ目、観光の見直しと今後の展開についてお尋ねいたします。3つ目、ご当地動画制作の考え方についてお尋ねいたします。

千代田町の人口減少対策、定住・移住人口の増加のためには、経済的な支援策はもちろんですが、住みたい、住んでよかった、楽しい千代田町を実現することが重要であります。にぎやかなまちづくりが最重要でもあります。人をどうしたら呼び込むことができるのか。歴史、文化、そして自然環境を観光資源に高めるまちづくり、何でもないことが大きな魅力となる時代となっておりまいた。

また、自然が観光資源だと認識することも大切なことであります。観光は、差別化がキーワードとも言われております。町中の観光資源発掘、掘り起こしをしっかりと、整備、紹介を再構築した町観光の将来像を描くことが重要であると考えております。つきましては、千代田町のにぎやかなまちづくり、町の将来像についてお尋ねいたします。

1番です。にぎやかなまちづくりの考えは、町の将来像についてどのようにお考えでしょうか。どうしたら人を呼び込むことができるのかお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。

小林議員の質問にお答えいたします。議員もご承知かと思いますが、町の将来像については、町の根幹となります千代田町第五次総合計画において位置づけされております。私もこの計画に沿って町政を進めているところであります。また、人口増加対策や町の活性化のため、平成27年度に策定いたしました地方創生に係ります千代田町総合戦略事業を展開しております。

総合計画では、施策展開の方向性において、議員ご質問のにぎやかなまちづくりに近い、人が訪れたいにぎわいのあるまちづくりが産業振興でうたわれ、実施しております。一番は、商業施設用

地や工業団地に新しい企業等の誘致で町の活性化、にぎやかさを醸し出されると思っております。また、利根川等を活用した観光資源の掘り起こしも重要と考えております。

新たな事業といたしまして、平成28年度では、地方創生加速化交付金を活用いたしました官民連携によりますトレジャーハントを初め、各種のイベントを実施させていただきました。今年度では、町制施行35周年事業などによります事業の開催、後援、協力事業ではテレビの有名番組の公開収録、著名人によります講演会、プロバスケットボールチームの試合、テレビのロケーション、この後のちよだ利根川おもてなしマラソンの開催など、多くの方々が千代田町に訪れ、にぎわいが出せるような事業を推進してまいりました。今後も町の活性化やにぎわい創出のため、いろいろな事業、イベントを実施していきたいと考えております。

今後もアウトプットの部分で千代田町を多く発信することによりまして、町外の方々が町に訪れて町の活性化につながると考えております。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 的確な回答ありがとうございました。町長、お話しいただきましたけれども、昨年、一昨年と比べると相当な行事が、しかも活発に多数の参加者を得てやられているということを確認させていただきました。ありがとうございます。

もう一つなのですが、地域の観光振興に何が必要なのかを考えていきたいと思っております。その中でまちづくりに必要な若者、よそ者、そしてばか者、言葉はあまりよくないのですが、そういったことで町として、今後このような人たちにどうやって協力をいただくのか。また、現状でやられていることがありましたら、その辺のことについて回答をお願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 地域の現状を変革するのは、私も思いますけれども、20年前から私も訴えさせていただきましたけれども、若者、よそ者、ばか者を唱えておりました。20年前から私も唱えておりました。全国各地で地域おこしに成功したところには、必ずと言ってよいほど、これらの方々が見受けられると思います。若者の方は、若いゆえに失敗を恐れず、いろんなことにチャレンジができる。よそ者の方は、町外から町内に対して客観的に物が見える。ばか者と言われる方については、独自の信念を持ち、いろいろな活動に打ち込めるといったことで、成功する事例が多いというのですが、失敗した事例も少なくないとはっております。

私自身も現状を打破し、地域を変えることがまちづくりに必要と考えておりまして、現在町では地域おこし協力隊の受け入れはありませんが、11月22日付の上毛新聞では、今年73人の隊員が県内で観光振興や農業活性化で活躍していると記載がありました。地域おこし協力隊を受け入れるに当たって、本町においては隊員の活動内容、受け入れたい人材像、活動体制など十分に検討する必要があります。また、隊員の方々は、大きな決断をして移住をし、生活の中で地域に溶け込みながら活動に従

事するということになりますので、業務面だけでなく、生活面も含めてサポートしなくてはなりません。本町における導入の可能性については、全国及び群馬県の成功した事例を見ながら、受け入れが可能かどうか検討していきたいと考えております。

議員がおっしゃったように、若者、よそ者、ばか者、この考えの中では、勇気と情熱と、更に英知を結集してまちづくりに臨んでいくというのが大切と私は認識しております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に参ります。まちなか美術館、そしてまちなか図書館についての考え方をお尋ねします。昨今、他市町の例でいろんな例が出ていますけれども、やはり人間本来、私は教育として見たら、知的教育がまずは最初に来るのかと思いますが、そういった中で物を正確に考える、しっかり見ることができる。そのためには、いろんな文化的なもの、そして文学的なものも含めまして、そういった文化的ないろんな事業に対して興味を持てるような、そういう人材が必要かと思っています。まちなか美術館、まちなか図書館については、よその事例はあるかと思いますが、今後千代田町としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まちなか美術館という質問ですが、近隣ですと太田市美術館、図書館についてですけれども、平成25年5月に市の政策会議において、太田駅北口ロータリー跡地を活用しまして、文化交流施設を整備することが示され、仮称ではありますが、太田駅北口駅前文化交流施設整備の基本方針によりまして文化交流施設の概要がまとまり、その後市民によりますワークショップの開催等により、美術館、図書館整備が決定したと伺いました。太田市では、今まで東武伊勢崎線により市街地の南北が分断され、比較的南側の市街地がにぎわいを見せておりましたが、路線の高架事業に伴い南北の別がなくなったために、太田駅北口の活性化と振興を兼ね、また人々の交流促進やにぎわい創出のために、太田駅北口といった町なかに美術館、図書館が建設され、本年4月にグランドオープンとなったものです。

まちなか美術館、まちなか図書館の考えはどの質問ですが、現在美術館はありませんが、本町のよう面積の狭いところに図書館は2つは要らないと考えております。町の中心部に山屋記念図書館がありまして、飲食スペースも設置しますので、有効活用していきたいと考えております。また、本町出身者関係の收藏されている美術品等については、町民プラザのロビーの一部を改修し、展示できるようにいたしましたので、順次展示会などを開催していきたいと考えているところです。以前、JA永楽支所のお話したわけですが、これは以前お話ししたように、将来を見据えた施策の中で考えていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。

実はまちなか図書館については、私個人的にでも結構なのですが、空き家対策であったり、まちなかの遊休施設を使って、何か個人の協力あるいは企業等の協力があるって、小さな図書館ができないかなと思っている次第であります。今後、そういったこともあわせてまた提案というか、話をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、2つ目であります。観光の見直しと今後の展開についてお尋ねいたします。また、他市町との連携などどのようにお考えでしょうか。

その1番目として、利根川水辺整備の活用方法、水辺を活用したにぎわいづくりについてお尋ねいたします。「利根大堰、ウォータースポーツ」と検索しますと、利根大堰周辺、そして利根川の水上スポーツの案内が出てまいります。ウォータースポーツのメッカとするお考えについてお尋ねいたします。現在、ウインドサーフィン、ジェットスキー、ウエークボード、ウエークサーフ、そしてフライボード等をやっておりますが、こういったものをもっと千代田町のイベントといいますか、事業として取り入れるようなことができれば、すごいイベントができるのかなと思います。また、他市町にはない利根川の水辺の環境というのは絶対的なものがありますので、ぜひ今後こういった方向で考えていただきたいと思うわけでありまして。ご返答をお願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 利根川の水辺整備につきましては、平成13年度に作成されました利根川左岸河川整備計画がもととなりまして、平成17年3月に国土交通省水辺プラザ事業の登録を受け、平成21年5月から川まちづくり支援事業に移行となり、国土交通省、熊谷市、千代田町が一体となり、それぞれの整備区分により水辺空間の整備を行ってまいりました。

平成14年度から19年度にかけ、国土交通省の支援や県のサイクリングロードネットワーク事業等を活用して、赤岩渡船場、瀬戸井、利根大堰付近堤防天端休憩所及びサイクリングロードの整備を実施いたしました。平成18年度、19年度では、国土交通省により水辺プラザ事業により、赤岩渡船の埼玉県側、群馬県側の船着き場整備を実施していただきました。その後、平成21年度に川まちづくり支援事業において、千代田町が渡船待合所トイレ、ベンチ等の整備を実施し、館林土木事務所の支援により、バス停周辺の舗装工事を実施いたしました。平成22年度からは、瀬戸井前のレガッタ発着所、利根大堰周辺の整備等順調に進めていく予定でしたが、政権交代による事業仕分けにより、国の予算ベースがゼロとなってしまったため、平成22年度以降の事業が進まない状況となってしまいました。

その後、私も国に対して、何とか事業の再開について要望を行っており、そのような中で国土交通省の治水対策による瀬戸井地先の高水敷掘削工事にあわせ、堤防坂路の新設やレガッタに配慮した水

辺のり勾配10%の施工など、間接的に実施いただいております。現在は、レガッタ等の手こぎ等の護岸整備をしていただけるようお願いしております。利根川は、国が直轄管理する流域面積日本一の河川であります。治水対策といたしまして、安全に水を流すことが大前提となりますので、簡単に構造で整備というわけにもいきませんので、護岸部分については、国土交通省をお願いをして整備していただくことが最善と考えております。

今後の活用方法ですが、国土交通省が事務局となって立ち上げていただきました利根大堰上流水面利用等協議会、これは平成22年度に設立しております。24団体あります。利根大堰上流の安全で秩序ある快適な利用を目指して作成されたルール&マナー及び利根大堰周辺の治水と環境検討会、これは23年度設立してあります。11団体です。これによりまして、赤岩渡船場付近から昭和橋まで、自然環境や動植物への配慮すべき意見等も踏まえ、瀬戸井地先について自然環境と非動力船、いわゆるレガッタ、カヌー、ウインドサーフィンなどのエリアを、赤岩渡船場上流を動力船、ジェットスキー、レジャーボートなどのエリアのメッカとしてこれから行くには、現状いろんな目的で多くの利用者がいるわけでありますから、周辺住民への配慮や安全面での担保が図れるよう、国土交通省や水辺利用者と連携しながらすみ分けしていかなければと考えております。

行く行くはいろんな部分でクラウドファンディングやTPP、民間資本ですね。これを含めた中でいろいろ検討していく必要があるかと、こう考えております。更には、それを新たな財源確保にもつなげていければと考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 丁寧な回答ありがとうございました。

次の質問が少し重複してしまうのですが、既に町長の回答に部分的にありましたが、改めてまたお尋ねいたします。水辺プラザ公園の考え方についてお尋ねいたします。赤岩渡船場からなかさと公園をつなぐ多目的な公園をイメージしておるわけなのですが、例で申し上げますと伊勢崎市の栄町に島村の渡しがあります。先般、私見てまいりましたけれども、埼玉県側、そして群馬県側、見てまいりました。特に栄町の群馬県側、水辺プラザ公園、そして刀水橋下流の大泉町の運動公園等ございますが、ああいった利根川の河川敷を利用した公園ができないのか。そして、なかさと公園とつながっていくと、それだけで散歩コース、周遊コースができるのかなと思う次第であります。その辺について、もし検討しているのか、考え方がありましたらご返答お願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） お答えいたします。

なかさと公園は、国土交通省のスーパー堤防と連携し、水と風をテーマに利根川が一望できる展望塔など、利根川の景観を意識した公園として整備しております。また、県のサイクリングロードネッ

トワーク事業を活用しまして、なかさと公園、赤岩渡船場、瀬戸井地先、利根大堰まで堤防天端を利用したネットワークと休憩所が整備済みであります。更には、上中森地先堤防天端から利根川用水沿線を通ってなかさと公園まで周遊できる約10キロメートルのサイクリングロードが整備済みで、多くの方に利用いただいております。

堤外地の整備については、先ほどお話ししました国土交通省の川まちづくり支援事業に登録となっている赤岩渡船場、瀬戸井地先、利根大堰周辺が水辺整備を進めていけるゾーンとなっております。まずは、自然環境と調和した瀬戸井地先レガッタ等の手こぎ用の護岸整備を国土交通省にお願いして進めていきたいと考えております。

また、先ほど述べたように総合的に考えた中で、民間資本も可能かどうか検討しまして、今後の状況を踏まえていきながら、これから検討していければと考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 次の質問に入らせていただきます。

昨年度、トレジャーハント等々町の新しい観光資源の発掘ということで、行政側としても一生懸命取り組んでいただいたように思っております。つきましては、町内周遊コースとフットパス、そしてサイクリングコースについての再構築等についてお尋ねいたします。新たな観光資源の掘り起こしと周遊コースの設定についてのお考えはありますでしょうか。そして、里山フットパス、もう一度申し上げますが、サイクリングコース等の追加の考え方があるのかお尋ねします。

一昨年、14区、中島と称していますが、14区、富士原地区の古墳周辺整備についても動きがありましたけれども、その後そういった中での整備の進捗、そして里山のフットパスに関連するかと思いますが、お尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） お答えいたします。

先ほどお話ししたようにサイクリングロードネットワーク事業においては、なかさと公園を拠点に中島桜並木や新福寺里山も含めまして、赤岩渡船、光恩寺、利根大堰、東部運動公園、愛宕神社、東光寺、宝林寺など、町内の各所への案内看板も設置してございますので、サイクリングによる周遊は可能となっております。

また、里山フットパスの考えはという質問でございますが、フットパスとは、イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径のこととあります。本町では、昨年度地方創生加速化交付金により、植木産業の活性化ということで植木の里千代田町基本計画を策定いたしました。その計画の中では、植木産業の活性化と植木の里ちよだをPRするための取り組みといたしまして、植木の里ちよだフットパス及びオープン

ガーデンを考えております。

これは、公開することにご協力をいただける植木、造園業者さんの植木畑や一般のご家庭の手入れされた自慢の庭園を中心に、町の文化施設や名所などをウォーキングやサイクリングで観覧しながら回っていただき、その地域の魅力を楽しんでもらうというものでございます。地元有志の方々のご協力により整備されました里山についても、この中の一つのスポットとしてコースに入れていければと考えていきたいと思っております。これによりまして、植木の里千代田町をPRできるとともに、人と人の交流促進が図れるものと考えております。

なお、既に町の広報12月号におきまして、個人や事業所の方の庭園で一般公開にご協力をいただける方を募集しますという内容で掲載させていただきました。来年度以降に実施したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。

次の質問に参ります。観光農園、そしてまたは花園としてのお考えについて何かあるのかお尋ねしたいと思います。昨今は、消費の形態として物を買うよりも、どちらかといったら体験型を望む観光客というか、若い人たちが増えておるようであります。そういったことで、物を買うより趣味や体験を重視する。観光の目玉として、観光客がそういうことの消費が大事だと思う次第であります。

昨年、一昨年と今年、東武トップツアーズの紹介で、千代田町も3回ほど観光の方が見えました。参加者の住所で聞きましたところ、東京都、そして千葉県、埼玉の一部がいたでしょうか。そこでキャベツを収穫したり、あるいはゴーヤを収穫したり、あるいはイチゴの試食をしたり、皆さん非常に喜んでおったわけです。中には2週続けて来られた方もおられました。そういったことで、千代田町に何か目玉となるような観光農園あるいは花園としての整備ができないものなのかと考える次第であります。特に私たちが日ごろ生活する中で、今の段階ではあまりなじみがないのですが、それは高価だということがあります。例えばマンゴーであったり、パパイアであったり、アボカドであったり、ブルーベリーであったり、今、世の中で人気のある商品といいますか、農産物になるわけですけども、こういったものができるものかどうか。

そして、花を見せるところ、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、植木の里でもあります。これは花をやっても、植木をやってもできるのではないかと思うわけでありまして、例えば花園であれば皇帝ダリア園とか、あまり人が群馬で見えていなかったものなんかを考えたらいいかと思うのですが、その辺の考え方についてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

観光農園の考え方の質問でございますが、観光農園とは、観光客等の第三者を対象に、みずから生

産した果物、芋、野菜などの農産物を圃場において収穫と、一部の農作業を体験させ、または鑑賞させて対価を得る農園のこととあります。議員の皆さんもご存じのとおり、今年の3月には都内の観光会社が主催の体験ツアーが行われました。農事組合法人木崎において、キャベツの収穫体験と新福寺の斉藤農園においてイチゴ狩り、そして植木造園業の若手によるこけ玉づくり体験ができるツアーとして、都内を中心とした83名の方が来町されました。

また、今年の8月と9月には、前回と同様に都内観光会社が主催となり、農事組合法人木崎においてニガウリ狩り体験を行うという内容で実施されました。都内を中心とした70名の方が来町されました。なお、それぞれのツアーに参加されたほとんどの方々からは満足したと、大変好評だったと思っております。

本町は、館林市と熊谷市に挟まれた暑い地域で、近年ニガウリや青パパイヤなど熱帯性の作物を収穫している農家が増加してきております。ニガウリは木崎地区の特産品として、青パパイヤにつきましては11月4日に館林市において、青パパイヤを産地化し、地域活性化を図るフォーラムが開催され、意見交換や試食が行われ、青パパイヤは価格もよく、現在は板倉町を中心に栽培され、邑楽館林地域のブランド化による地域おこしに役立てたいと主催者は話されておりました。先日の新聞にも掲載されておりましたように、青パパイヤもこの辺の産地化も図っていければと、こう考えています。本町でも作付可能でありまして、栽培面積の拡大が図れればと思っております。そうすることによって、荒廃地対策にもつながるのかなと考えております。

ご質問の観光農園は、現在本町にはありませんが、引き続き農作物の収穫体験等を観光関係業界にPRするとともに、今回のような体験等の要望がありましたら、おもてなしの心を持って積極的に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、ふるさと納税のほうにおかれましても、これはまたほかの議員さんが質問されると思うのですけれども、それにおいても体験型の返礼品も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） まだ質問がありますので、続いてまいります。

最後の質問になります。3番目の最後の質問です。ご当地動画制作についてのお考えをお尋ねいたします。現在、群馬県では18市町村が既に作製しております。そういった中で、おもしろムービーと言っては言葉上表現はよくないのですが、非常に自虐的なものも含めまして、はっと目を引く動画がよその県でも出ております。

先般、埼玉県の川口市の定住促進ビデオを見させていただきました。非常に自虐的な、しかもなおかつおもしろい、吸い込まれるといえますか、非常に自分としては衝撃を受けました。また、群馬県においては、人口減少、過疎町としても厳しいところにあるのでしょうか、下仁田町、人と町の風景、これは歌とダンスで紹介しておりますが、ネギとコンニャク以外何にもないよなんて歌って踊っているわけですが、何かインパクトのある、そして町をうまく表現できるような紹介動画ができた

いのかなと思っております。その辺についてのお考えについてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

本町に限らず、日本全国で人口減少や超高齢化が進み、都市が消滅するといったことが話題となりました。本町では、議員ご承知のとおり、平成27年度で千代田町総合戦略事業を策定し、新しい雇用の創出、定住・移住促進、結婚・子育て、人の交流促進と4つの柱を中心に、地方創生のため取り組んでいるところであります。

ご当地動画作製の考えはとの質問ですが、本町ではかつて平成7年度に町の産業や文化、歴史、名所やイベントなどを紹介した「さわやかなかぜ」、「たしかなあすのために」と題した2本のPRビデオを作製したことがあります。また、民間になりますが、千代田町映画製作委員会では、本町の各地を描いた「舟の上」、「あおとんぼ」、「トランスミッション」と3本のご当地映画を作製しております。最近では、これら映画をケーブルテレビで放送しましたので、ご覧になった方もいると思います。映画については、地元の方々の出演や地域の名所等が登場することで、地域の連帯感の醸成や町外に向けて情報発信、本町のPRのために有効に活用されたと考えております。

千代田町総合戦略事業の中でも、人の交流促進において、町を知らしめる特色あるまちづくりを目指すこととし、地域情報の効率的、効果的な情報発信を行っていくことが大切な課題であると位置づけております。町のマスコットみどりちゃんを活用しまして、地域情報を発信していくこととしております。現在では、みどりちゃんチャンネルをケーブルテレビの行政情報で放送し、フェイスブックにも移行して周知を図っております。

自虐的ユーモアを用いたご当地PRなど、全国各地の自治体で動画を作製し、PRに努めていますが、注目を集めたからと油断せず、関心を引いている間に地域の魅力を探し、発信を続けることが必要と読売新聞には掲載されておりました。また、作製に当たっては、費用対効果など不透明なところもありますので、本町に合ったPRの方法などを検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） いろいろと丁寧なご答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

英語の教育についてなのですが、千代田町では群馬県の中でも先進地域であると認識しております。なるべく早いうちから英語を学んだほうが身につけやすいと思いますし、英語への抵抗感も薄れると思います。小学生以下の段階については、日本語の言い回しや、特に音をしっかりと学ぶほうが脳によいという研究もあり、多少賛否が分かれている部分もあるという認識を持っていますが、早いうちから英語に触れる機会をつくることはとてもよいことだと思っております。千代田町として、今後も英語の教育に力を入れていくと思いますが、特に小学生については、どの程度まで英語を勉強していく必要があるのかという点をお聞きしたいと思います。

文部科学省による学習指導要領では、小学5年、6年生には小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導とありますが、千代田町として例えば英検を目標とする、日常会話程度あるいは英語に触れるぐらいなど、これぐらいは必要あるいはここまでは必要ないというようなものがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

平成32年度から完全実施される新学習指導要領の小学校3、4年生における外国語活動では、聞くこと、話すこと（やりとりすること）、話すこと（発表すること）の3領域で、音声面を中心としたコミュニケーションを図る素地を育成する。5、6年生においては、外国語、英語で読むこと、書くことを加えた5領域で、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することを目標としています。本町でもこの目標に基づき、友達や先生、ALTとの関わりを大切にした体験的な言語活動、聞いたり話したりする活動を柱として、まずは英語の音声や基本的な表現になれ親しませるようにしていきたいと考えております。

具体的には、段階的に聞く、読む、話す、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基本的な技能を身につけられるように、また中学校教育への接続を踏まえて、例えば簡単な語句や表現を聞いて、それを表す絵や写真と結びつけていく。日付や時刻、値段などの日常生活に関する簡単なことについて情報を聞き取っていくこと。読むことにおいては、アルファベットを見て適切な発音や大文字、小文字を識別すること。なれ親しんだ語句や表現を絵の中から識別することなどを考えております。

また、話すことにおいては、初対面の人や知り合いと挨拶を交わすこと。相手に指示や依頼をして、それに応じたり断ったりすること。日常生活に関する事柄について、自分の考えや気持ちを伝えたり質問したりすること。自分に関する簡単な質問に対して、その場で答えたり相手に質問したりすること。話すこと（発表すること）においては、時刻や日時、場所などの日常生活に関することを話すこ

と。自己紹介すること。学校生活や地域について自分の考えや気持ちを話すこと。

書くことにおいては、発音を聞いて大文字、小文字を書くこと。なれ親しんだ語句を書き写すこと。例の中から言葉を選んで書くことといった活動を通して、小学校卒業までにコミュニケーションの基礎となる資質、能力を身につけさせたいと考えております。すなわち、千代田町は英語教育が国の指針に基づいて、小学校の英語教育を更によりよいものに進めたいと考えておるところです。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。

平成32年度からの新学習指導要領に基づいて行われるということで、今お聞きした印象としては、かなり小学生でも英語を活用していくようなものとなって、今現在よりかは、もっと英語のコミュニケーションにも力を入れたものになっていきそうなものと理解させていただきました。

次の質問なのですが、今小学生についてお話ししていただいたのですが、英語というのは世界共通語で、今後翻訳機の普及とかいろいろなものが出てきて、単に外国語を勉強するというだけでなく、今おっしゃられたようにコミュニケーションというのも大事になってくると思うのです。自分のことを外国語で伝えたり、相手の話を聞き出したり理解する能力ということについて、今小学生についてお話ししていただいたのですが、中学生や高校生などについてはいかがかと思えます。お聞かせいただけますか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 英語がグローバル化する中で、外国語によるコミュニケーション能力の育成ということは必要であるということなのですが、これは小学校の外国語活動や外国語が、今回の学習指導要領の改訂で早期化された一つの理由になっているところです。小学校学習指導要領では、外国語活動の指導計画作成上の配慮事項として、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についてもあわせて理解を深めるようにすることとあります。また、外国語の教材選定において、英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗、習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然などに関するものの中から、児童の発達段階や興味関心に即して適切な教材を取り上げることとあります。

例えば中学年では、さまざまな国の挨拶や数え方、遊びなど、ごく身近な事柄について外国と日本の共通点や相違することから始まり、高学年になると、日本の行事や食べ物などについて伝え合ったり、自分たちのまちについて発表したりする学習活動が例示として示されています。小学校の外国語活動や外国語科で扱う語句は、簡単で数も少ないため、聞いて理解したり伝えたりする内容は限られていますけれども、外国の生活や文化を理解するとともに、日本の生活や文化の共通点や相違点に気づき、互いの文化を尊重しようとする態度を育てるというふうに明記されております。そして、中学

校になりますと、自分のことを英語で適切に伝えたり、その場で質問したり、相手の質問に答えたりといった活動を行い、会話を継続する力を身につけていくことになります。

今後、グローバル化が一層進む社会において、世界共通語としての英語によるコミュニケーション能力を育成することは、他国の人々とのコミュニケーションを図る上で極めて大切なことになるだろうと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。

実際、英語を勉強しても、いざ外国の方と話をしようとしたときに、会話が続かなかつたりあるいは日本の文化を伝えることができなかつたり、あるいは外国の方の文化を聞き出すことができないとか、そういうことも実際にあると思うのです。ですから、そういうコミュニケーションに力を入れたような教育というのを、ぜひ続けていただければと願っております。

次の質問なのですが、スピーチやプレゼンテーションを発表する場があると、更に英語力が培われると思います。全国的に英語による弁論大会も行われているようですが、例えば中学生を対象に千代田町でそのような能力を養成するような場があってもよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

新学習指導要領では、小学校の外国語活動、外国語科で話すこと、発表が目標として位置づけられています。中学年では、実物などを見ながら身の回りのこと、自分のこと、自分の気持ちなどを簡単な語句や表現で話すようにする。高学年では、伝えようとする内容を整理した上で、自分のこと、身近なことを簡単な語句や表現で話すことができるようにするとありますので、授業の中でこれらのことについて、英語を用いて発表する場が設定されています。

また、小学校の学習を受けて、中学校では関心のあることについて、英語で即興的に話をするようにする。日常的な話題について、事実や自分の考えを整理し、まとまりのある内容で話すことができるようにする。社会的な話題に関して、聞いたり読んだりしたことについて考えたこと、感じたこと、その理由などを話すことができるようにするとあります。中学校でも小学校と同様、授業の中で発表の場が設定されています。学級内での発表、スピーチではありますが、全て児童生徒に発表する機会が与えられているという点では、英語を話すために必要な力は、全ての児童生徒についていくものであると考えているところであります。

中学校では、現在の学習指導要領でも、与えられたテーマについて簡単なスピーチをすることという内容がありますので、授業を行うとともに、各校の代表者が出場する郡英語スピーチコンテストが毎年9月に開催されております。こういった特別な場でのスピーチやプレゼンテーションにおいては、

英語力はもちろん、相手に伝わりやすいように表情豊かに話したり、堂々と自分の考えを話したりといった話すための総合的な力を養う場となっておりますので、大変有効な取り組みであると考えているところであります。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。

授業の中でもそういう発表の場があるということで、次の質問なのですが、英語の発表とかスピーチとかというものの授業があると思うのですが、スピーチやプレゼンテーションについて、学校の中だけに限らず、例えば町内とか町外などでも発表の場というのを設けていくということについてはいかがでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） スピーチ、プレゼンテーションの場を校外にということの質問かと思えます。先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、新学習指導要領では小学校、中学校の授業において、全ての児童生徒が英語で発表、スピーチをする機会が設けられているため、各学校の創意工夫に期待したいと考えているところです。また、郡内各中学校の代表が出場する郡英語スピーチコンテストも毎年開催されているところです。現状では、新たなスピーチやプレゼンテーションの場をつくっていくことは考えておりません。

しかしながら、英語を教室外で実際に使ってみる体験活動は、生徒の表現力を養う上で極めて大切であるということから、今後夏休み期間中に英語を使った体験活動等が実施できないか、検討をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。

千代田町で英検の受検費用を負担したりして、英語教育というものに力を入れておりますので、ぜひそういうスピーチとかプレゼンテーションとかのうまい方々や、英語を使える中学生とかがたくさん出てくるといいなと思っております。

最後の質問なのですが、最後の前ですね。受検の英検なのですが、千代田町で負担をしていただいている、大変によいことだと思っております。その取り組みについてなのですが、小学生や高校生にも広げていくということはお考えでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

中学校では、コミュニケーション能力を伸ばすとともに、英語を読む、英文を書く、文法を理解す

るなどの学習が行われております。学習で身につけた英語力を測る尺度の一つとして英検があります。そして、中学校卒業までに英検3級を取得することが、千代田中学校では一つの目標値になっておりますけれども、しかし小学校で外国語活動、英語科は、主に聞くこと、話すことを中心に外国語になれ親しみ、外国語活動への動機づけを高めた上で、発達段階に応じて段階的に読むこと、書くことが加わっていく形となっております。コミュニケーションの素地、コミュニケーションの基礎技能を身につける学習が中心となっているため、英語検定での級取得を目指すことに主眼が置かれてしまうと、英語を楽しみながら英語に親しみ、なれる、コミュニケーションの素地、基礎を養うことという目的より、成果を求めることにつながっていくおそれがありますので、小学校の段階では英語検定にこだわる必要はないと考えています。英語を積極的に使ってみる、英語が通じて楽しいといった体験をたくさん積み重ねることが、まずは大切であると考えます。

高校生については、今後大学入試試験で英語検定などが活用される見込みであることから、必要性は高まっていると認識しております。今後、中学校の英語助成の成果を見きわめながら、高校生の範囲に広げるかどうか検討してまいりたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。

適切に対応していただいているという印象を受けました。英検なのですけれども、英語の教師というのは、大抵は受検されているとお聞きしております。ただ、もしまだ取得されていない教師の方や、もっと上のクラスの受検をしたいという教師の方がいらっしゃった場合、教師も無料で英検を受けられるような仕組みをつくっておくということはいかがでしょうか。

更に、もし可能であれば、例えば小学校の先生方や中学校の英語以外の教師も受検しやすくなると思います。落ちたら恥ずかしいという教師の方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、生徒と一緒に頑張っていくのもいいのではないかと考えております。そういう教師の方にも英検を受けやすくするように、費用の負担というものもいかなと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

小学校における英語教育の高度化に伴い、中学校における英語教育の目標や内容も高度化するため、英語教育にかかわる教員の指導力、英語力の向上は必要不可欠です。そのため、文部科学省は以前発表したグローバル化に対応した英語教育実施計画や英語力向上のための5つの提言を受けて、日本英語検定協会では、教員は特別検定料にて受検することができる助成制度が既に整えられているところであります。検定料は級によって異なりますけれども、どの級も定価の約半分で受検することができることになっておりますので、現状では新たな仕組みをつくりたいとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） 今、既に制度があるということで、それをまず活用して、要望が多ければ、多分考えてくださるのかもしれないですけども、現状としてはこのまま進めるということで理解させていただきました。ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○議長（襟川仁志君） 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

最初に、本年10月22日より23日に通過した台風21号によりご被災されました町民の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

そこで、この台風21号を教訓に、水害対策につきまして質問をしたいと思っております。この台風21号は、10月16日にカロリン諸島で発生し、最低気圧925ヘクトパスカルとなり、超大型で強い台風21号として静岡県御前崎市付近に950ヘクトパスカルで上陸し、最大風速は40メートルでした。それから、関東地方を縦断し、近年では台風の中心が最も本町近くを通過した台風であると認識しております。洪水や浸水被害では、大阪府や和歌山県、三重県などで河川が氾濫しました。また、雨量では和歌山県新宮市で888.5ミリを記録しました。

そこで、本町の水害対策について、防災対策の実務責任者として総務課長にお尋ねします。この台風21号の町内の被害状況と越水などの箇所の把握はしておりますか。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の被害状況におきましては、11月8日に開催されました議会と消防関係者の意見交換会でも若干お話しさせていただきましたが、最初に町の対応状況について述べさせていただきます。台風21号につきましては、超大型のまま10月22日から雨・風が強くなり、23日午前3時ごろ、議員お話しのとおり静岡県御前崎市付近に上陸、その後本町に最接近したのですが、上陸時期は1951年、昭和26年以降3番目の遅さ、そして超大型での上陸は、1991年、平成3年以降で初めてだというようなことでございます。

対応状況になりますが、町では22日午後6時14分、大雨警報発表と同時に千代田町災害対策警戒本部を設置、初期動員をさせていただきました。ただ、動員につきましては、ほとんどの職員が選挙の投票事務や開票事務で対応できなかったため、総務課の選挙関係本部員を中心に、テレビ等で情報収

集をさせていただきました。その後、開票作業終了後の午後11時30分に本格的な初期動員、9名になりますが、初期動員をさせていただきました、台風の警戒態勢と情報収集活動に努めたものでございます。態勢が整いました23日午前零時40分ごろから、情報収集のため、町内3班に分け、主要河川や平地林等パトロールを実施いたしました。激しい雨では、前橋气象台によりますと、県内の72時間雨量において、23日午前6時20分までに伊勢崎市で215ミリとなるなど、県内17観測地点のうち16地点で、10月の観測史上最高を記録したと報じられております。

パトロールの結果でございますが、河川の越水や道路、田、畑の冠水が各地で見られるようになり、午前4時30分に小規模の被害が発生するおそれがあるとして、第1号配備、これは24人が該当するわけでございますが、それを発令いたしまして、越水箇所等に土のうの運搬をし、対応に当たりました。第1号配備を実施したことは、今までほとんどなかったというようなことでございます。台風の規模の大きさがあらわれた結果と考えております。

ご質問の被害状況につきましては、確認ができたところになりますが、1級河川などの越水につきましては、中島地内の新谷田川放水路及び利根加用水路、木崎排水路全線、鍋谷地内北側高田橋付近の新谷田川、またジョイフル本田から館林市野辺町に至る新谷田川一帯、そして商工会南側から西へかけての利根加用水路、その他中小河川で越水の報告を受けました。

道路の冠水状況では、赤岩地内旧千代田分署付近一帯、福田歯科医院東側、福島交差点付近、中島地内二ノ堰周辺など、地区の主要河川、地区の主要排水路沿線を中心に18カ所、その他、田・畑の農地、町内各地で冠水が確認されております。

家屋の被害では、新谷田川放水路及び利根加用水路などの越水によりまして、中島地内、赤岩地内で床上浸水が3棟、床下浸水では同じく赤岩地内、中島地内合わせて2棟、計5棟の床上・床下浸水の被害を確認しております。また、中島地内、赤岩地内の道路では、水没のためと思われませんが、車両が運転不能の状態となり、放置されていたものも確認しております。

県道の冠水箇所につきましては、午前7時以降順次通行可能となり、解消になったと思っております。ところでございます。

以上、町で確認しました被害状況となります。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

先ほど総務課長のご説明の中で、中島等々が越水、いろいろ床上・床下浸水があったということでも、以前も同じような場所で河川の越水が見られたようでもございますが、今回はその対策というのは特にとられていなかったのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

中島地内での河川の越水対策はというようなご質問でございます。平成27年9月9日に雨台風と言

われました台風18号が上陸いたしましたして、本町にも接近したということでございます。この台風18号によりまして、新谷田川放水路で管理道路を越える越水が起きました。このときは、利根川堤防に設置してあります新谷田川放水路、休泊川排水樋門が通常は開放となっておりますが、台風のため、おりた状態にもかかわらず、強制排水するポンプ、これは国土交通省が管理しているポンプでございますが、稼働がおくれたということが原因だということをお伺いしております。そのために越水が発生したとされておまして、9月16日、国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所、群馬県館林土木事務所、町役場、そして地元区長が出席のもと、再発防止対策会議が開催されました。

会議では、再発防止対策2点を国交省へ要望いたしましたところでございます。1点目になりますが、排水機場の水位を監視し、2.5メートルになったら水門を閉め、強制排水ポンプを稼働させること。2点目は、ポンプ起動時のエラーにより稼働がおくれたということでございまして、その原因を突きとめ是正する等、2点を要望したものでございます。

今回の台風21号では、強制排水するポンプの稼働時間を、22日午後7時20分から実施したとの情報が国土交通省からファクスで連絡されておりますので、正常に稼働していたと思っております。また、太田市あるいは大泉町方面の多量の雨水が、最下流の中島地内へ集まることから被害になったと思われませんが、太田市、大泉町地内の休泊川では県の災害対策事業によりまして、河道の拡幅工事が継続して行われるということとなっておりますので、軽減になるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 本町には、新谷田川、五箇川、利根加用水などがございまして、それぞれ管理しているのはどの役所でしょうか。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） いずれも1級河川でございますので、これは県の管轄ということになります。

利根加用水路については、これは町で管理ということになります。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 中島地区の利根加用水の通称二ノ堰の水門がさびついていて水門が動かず、それによってごみが詰まり、越水の原因となったと地元の住民から聞いておりますが、それは事実でしょうか。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

二ノ堰水門につきましては、当時の休泊川、待矢場用水路と利根加用水路が合流する地点にあり、現在ある水門につきましては、昭和50年代後半に新谷田川放水路改修工事と同時に工事着工、そして

昭和60年代前半に用水路の水門として完成いたしました。これは、地域の被害対策及び農業用水の確保対策といたしまして、地域住民の懇願として改修計画が進められたもので、放水路の建設に伴い、交差します利根加用水路はサイホン構造で施工し、現在に至っており、サイホン付近の水門は下流への被害の防止、またごみ対策、土砂ばけ用で設置してあると理解しております。

さびについて動かず、それが原因で越水したとのご質問につきましては、町内にあります重要な樋門、水門は管理する機関がそれぞれ違っておりまして、ご指摘の二ノ堰水門は町の管理ということでございます。台風当日、水門の操作では回りが悪く、開閉に難渋したと現地に行った職員からは伺いました。これは、水量が少ないときは通常どおり回るものが、水量が多く水圧が高いときは、回すのに強い力を入れないと回らない、俗に言う戸当たりが強いといったことがございます。このことが操作をおくませた一因であると思っております。

今まで、利根加用水路は用水路で、夏の通常時は一定の水量しか流下しませんが、利根加用水路の古海にありました樋口は閉鎖され、排水路として生まれ変わりました。現在は排水路の水路断面で整備されておりますが、大泉町古海方面から多量の雨水が利根加用水路に流れ込み、二ノ堰はサイホン構造となっておりますので、またごみの流入を防ぐスクリーンが設置されておりますので、ボトルネックとなり越水した可能性はあると思っております。また、新谷田川放水路と利根加用水路は水門でつながっているという構造になってございますので、新谷田川放水路の水面が高いため、逆流もあったのではないかと考えているところでございます。今回の作業は、深夜の暗い中に行われ、二次災害の心配もある中、町としては最善を尽くしたと思っております。

いずれにしても、今後大型台風等の上陸が多くなると考えられますので、水門等の整備や管理については、適正に行っていかなければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 先ほど総務課長がおっしゃいましたように、地元の農家の人に伺いますと、以前は耕作上水門の有効性があったが、現在は必要ないのではないかと意見もありましたが、撤去して問題があるのであれば、なくてはならないものなのですが、有事のときに動かないで使えませんでしたというのでは、ごてごてになってしまいますので、ふだんの点検作業等で遺憾のないようにしていただきたいと思っております。

先ほど、国土交通省休泊川排水機場の2基あるポンプ、正常に作動していたというご答弁がありましたけれども、これについては通常国土交通省と町というのは、連携がとれているのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

邑楽館林地域は利根川、渡良瀬川の堤防に囲まれた内水氾濫地域であることから、浸水被害を軽減するためには、排水ポンプによる強制的な排水が不可欠でございます。休泊川排水機場は、主に大泉

町、そして太田市の一部地域の内水氾濫対策といたしまして、国土交通省によりまして昭和63年に完成した排水機場でございます。能力につきましては、ポンプの口径が2,000ミリが2基、毎秒20トン、これは25メートルプールの水で換算した場合、15秒で満杯の排水処理能力がございます。平常時は排水機場の水門のゲートをあけ、自然流下で利根川へ放流しているわけでございます。また、洪水時には、利根川と新谷田川放水路の水位が均衡しながら上昇を続け、利根川への自然流下ができなくなったとき、もしくはポンプ運転の水位に達したときは、水門のゲートを閉めてポンプ運転を開始するということになるわけでございます。

ポンプ運転の水位は、場内の水位が要望では2.5メートルといたしましたが、Y P、これは江戸川下流の浦安にある高さの基準点でございますが、Y Pがプラス25.1メートル、また場内水位が2.4メートルに達したとき、1台目の運転を開始するということになってございます。また、Y Pがプラス25.3メートルの場内水位が2.6メートルに達したときに、2台目の運転を開始し、合わせて2台運転になるということになります。

国土交通省と町との連携はとれているかのご質問でございますが、運転開始時には、国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所より、利根川及び新谷田川放水路の水位、休泊川排水機場の運転状況など、防災担当窓口となっております総務課のほうへファクスとメールにより連絡が入り、受信確認のファクスを返信し、情報の共有を図っているところでございます。

また、ないほうがよいわけでございますが、本流の利根川が避難判断水位、これにつきましては伊勢崎市の八斗島水位観測所におきまして3.9メートルに到達してしまった場合は、国土交通省利根川上流河川事務所長から、直接沿川各首長へホットラインによる連絡が入ることとなっております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、ハザードマップについて質問します。

この2008年度版の千代田町洪水ハザードマップには、浸水した場所に想定される水深で色分けがされておりますが、このマップは利根川が越水した場合の想定なのか、堤防が決壊した場合の想定なのか、また決壊箇所が上流なのか下流なのかで想定が変わると思いますが、どういう想定なのかというのが1つ。

また、予算がつき次第、新しいハザードマップをつくるということですが、特に町外から引っ越してきた方は、本町のどこが低いのか、どの道路が冠水しやすいのか知らない方がほとんどだと思いますので、冠水危険道路マップも避難する上で必要だと思います。同じ地図に色分けして記載したらいかにかと思いますが、総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

1点目の洪水ハザードマップの想定の関係でございます。決壊か越水かというようなことでござい

ますが、想定では決壊ということ想定しているということになります。また、このハザードマップの作成につきましては、平成29年度、今年度予算化をさせていただきましたありがとうございます。国土交通省では、利根川におきまして1,000年に1度の堤防が決壊した場合、最悪の状態となる洪水災害マップ、浸水想定区域図を7月に公開したところでございます。これに基づきましてマップを作成したいと考えておりました、群馬県の防災安全交付金、これは2分の1の補助がいただけるというものでございますが、それを活用したいと考えているところから、若干のおくれを生じているということでございます。

この洪水ハザードマップの作成につきましては、水防災意識社会再構築ビジョンに基づきまして、国が設置しました利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の中で、地域の取り組み方針と定めております。また、前回作成しましたマップを改訂する中で、新しい事柄をわかりやすく掲載することが必要と考えております。マップの校正につきましてはこれからでございますので、町内だけでなく、郡内の状況もわかり、ご質問の町内の浸水危険箇所などの掲載についてはよいものと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、町内の鉄筋コンクリート造の公共施設や企業が避難場所となっておりますが、何人分の場所が確保できているのでしょうか。また、夜間に避難勧告や避難指示が発令された場合、民間の避難場所は有効に使えるのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

避難場所につきましては、千代田町地域防災計画によって定められておまして、被災が想定されない安全区域内に立地する施設や、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制の整った場所としておるところでございます。

災害の種類、大きさによって避難場所も被害を受けることが想定されますが、ご質問の避難場所で何人分の確保ができていますのかのご質問でございますが、収容可能人員につきましては、有効な部屋の面積から、家具、机等が占める面積を除いた面積を1人当たり1.65平方メートル、これは1人が横になる面積1.81メートル掛ける0.91メートルで換算いたしました人員となりまして、災害避難場所として指定しております36カ所で8,012人が収容可能と見込まれております。また、洪水発生時におけます避難場所では、民間企業も含めまして13カ所、1,886人の方々が収容可能となる予定でございます。

また、夜間大丈夫なのかのご質問につきましては、避難場所の開設が管理体制が整ったところと定義しておりますので、民間施設では平日の夜間など、生産活動を行っている企業において安全が確

認められ、応援体制が整わなければ開設できないということになります。最初の一步といたしまして、災害時の対応等正職員を対象といたしまして、千代田町危機管理に関する研修会を11月24日に開催いたしました。これからも迅速に避難場所、対象施設関係者との協力体制を整えることができるよう、避難場所の開設に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 今回の台風21号は、利根川の水位は余裕があった一方で、利根川と渡良瀬川に挟まれた太田市、邑楽郡、館林市の地表に大雨が降り注ぎ、結果大小さまざまな用水路等がオーバーフローして越水箇所が増え、近年まれに見る水害となってしまいました。これは、河川というものが本町だけ整備されていればよいというものではなく、河川、用水は広域にわたり流れているため、広域連携をもとに河川整備をしなくてはならない教訓となってしまいました。

また、今回の台風は、近年の温暖化からすればまだ序の口で、これからスーパー台風と呼ばれるような台風が、勢力を維持したまま幾つも上陸してくるような事態も想定されます。ぜひ町としては広域連携を図り河川整備を進め、想定外というようなことがないよう、町民の身体、財産を守るよう力を尽くしていただき、実のある防災マップをつくって、いざというときは遺憾のないようにしていただきたいと思いますが、最後に簡単で結構なのですが、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 総括という意味ですけれども、私は選挙のときの公約の一つに地域防災の確立を挙げさせていただきました。東日本震災や熊本地震、常総市における鬼怒川の氾濫など想定外の被害があったわけですが、先ほど議員が述べたように想定外では困りますので、それに対応できるように、ハザードマップも含めてやっていければと考えております。

最近ですと、また私のほうは区長さんと公助という部分で、今まで以上に区長さんと強烈に連携をとりながら減災に取り組んでいければと、こう考えております。

あと、広域の部分では、確かに千代田町だけ河川を云々では困りますので、館林邑楽という広域の部分で、先日も県のほうに行って要望してきました。川はつながっておりますので、その辺を勘案しながら、これから被害のないように努めていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、下水道の接続普及について、担当部署であります環境保健課長に質問します。

直近の下水道工事完了地区の接続可能世帯のうち、何世帯が接続しているのでしょうか。それが1問目。環境衛生上、浄化槽よりも下水道のほうがよいということは理解できますが、下水道の接続の

あっせんに来る役場職員の説明では、浄化槽よりも下水道のほうが年間コストが安いと説明しているらしいですが、それは3人家族までの場合で、4人家族以上は下水道に接続したほうが年間維持額が高いという統計が出ているようですが、そういうような根拠で町民が接続していただけたらと考えているのでしょうか。

また、高いけれども入ってくださいと、外周りにいる職員の方は大変だと思いますけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 小暮環境保健課長。

○環境保健課長（小暮秀樹君） それでは、大谷議員のご質問にお答え申し上げます。

下水道の接続状況のことでしたけれども、まず最初に下水道の整備状況についてご報告させていただきます。下水道工事につきましては、平成28年度末の時点で認可面積138ヘクタール中107.66ヘクタールの整備が完了してございます。整備率で申し上げますと78.01%でございます。供用開始面積につきましても、同じく107.66ヘクタールでございます。この区域内人口におきましては、平成29年10月末現在でございますけれども、1,215戸、3,168人でございます。このうち接続済みになっているご家庭につきましては692戸、1,851人でございます。接続率につきましては、戸数ベースで申し上げますと56.9%、人口ベースで申し上げますと58.42%でございます。これは現在の接続状況でございます。

続きまして、浄化槽との比較とのお話だったかと思っておりますけれども、うちのほうの試算で申し上げますと、浄化槽の年間の維持管理及び下水道の使用料金を比べた場合、大谷議員さんの質問ですと人数によって差があって、3人世帯のほうは下水道のほうが高い、それで4人になると浄化槽のほうが高いというお話だったかと思っております。うちのほうで積算しまして、一般的な合併浄化槽の場合は、保守管理といたしまして浄化槽法第10条によりまして、年3回以上の保守点検及び年1回の清掃が義務づけられております。また、同法第11条によりまして、定期検査が義務づけられているところでございます。これらの費用と下水道の使用料金を比較した場合、年間1世帯当たりの家族数が3人世帯の場合、これはあくまでも28年度の平均水量の数字を使ったものでございますが、この場合は下水道使用料のほうが高いという結果が出ております。

それで、ご指摘がありました4人家族の場合ですが、この場合は計算でいきますと確かに数百円下水道料金のほうが高い計算が出ております。この場合は、浄化槽法でうたってあります清掃、4カ月に1回以上ということをやっておりますので、これを真面目にやっていただけて、これ以上やっていた場合につきましては、下水道のほうが高い計算になります。この数字どおりにやっていた場合は、ほとんどとんとんという計算でうちのほうの数字は出ております。一応、料金比較については以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 大谷議員に申し上げます。間もなく残り時間が5分となりますので、速やかに質問を行ってください。

4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 千代田町も含めて近隣2市5町の下水道料金を比較すると、太田市だけが基本料金なしの1立方メートル当たり101円プラス税の従量制で一番安く、本町と比べるとおよそ半額であります。次に、基本料金で考えますと、板倉が2カ月で20立方メートルまでで3,200円、邑楽が2,800円、千代田が2,700円、明和が2,592円と一見千代田町は安そうに思いますが、40立方メートルを超えたあたりで2番目に高く、65立方メートル当たりで邑楽町と1位を争い、82立方メートルを超えたあたりで一番高くなってしまいます。ちなみに、82立方メートルの本町の料金は1万7,106円で、邑楽町は1万6,950円、大泉町は1万6,502円、明和町が1万3,781円、太田市は8,945円です。これで質問はできなくなってしまったわけですね。

○議長（襟川仁志君） いいえ。

○4番（大谷純一君） 大丈夫ですか。

最後に、町長にお尋ねしますが、料金が高いから接続率が悪い。そして、接続率が悪いから赤字になる。そして、料金を上げなくてはならなくなるでは悪循環です。当然、受益者負担の原則もありますが、抜本的に料金体系を見直して、誰がどこから見ても浄化槽より安いです。家計が助かります。早く接続したほうが得ですよと胸を張って言える料金にしないと、接続率は上がらないかと思えます。また、料金を下げることにより、起債の償還がおくれるとかのデメリットがあるのも承知しておりますが、県内で接続率がワースト1位というのはなぜなのか。高い料金で接続率が悪いなら、値下げをして接続率を70%、80%に上げる広く薄くの考え方もあると思えますが、町長の総括の意見を求めたいと思えます。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

料金体系を見直して、料金を下げたらどうかとの質問と考えて答弁させていただきます。下水道に接続しない理由の一つに、使用料金があると思われれます。これは、上下水道の使用料金と合わせて徴収されるために、どうしても割高のイメージとなってしまふものと考えられれます。しかしながら、先ほど合併浄化槽との費用比較を考えていきますと、一概には言えないものと思われれます。また、公共下水道の特別会計における使用料収入は毎年増収しているものの、平成28年度決算で見ますと、歳入総額の約10%であり、歳出総額の11%しか賄えておりません。やっとなり流域下水道の水質浄化センターの維持管理費用が賄えるようになってきたところでもあります。

今後も下水道事業につきましては、既存管渠等の保守管理を初め、新規の管渠整備や起債の償還なども含めて、多額の費用がかかることが予想されるため、一般会計からの繰入金が増額も考えられれます。料金体系を下げた加入者の増加を図るという方法もありますが、下水道事業特別会計につきましては、独立採算制が原則であります。経常上採算ベースになっておらず、一般会計からの繰入金も

不可欠なことから、値下げは当面難しいと思われませんが、今議員がおっしゃったように、また近隣の市と町との比較も含めましてその辺をよく精査して勘案していきながら、これからまたいろんな部分で検討していければと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

では、ただいまから11時まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時44分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（襟川仁志君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、6番、川田議員の登壇を許可いたします。

6番、川田議員。

[6番（川田延明君）登壇]

○6番（川田延明君） 6番、川田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、買い物弱者対策についての質問をいたします。現在、千代田町において、ひとり暮らしの高齢者が300名を超えています。また、高齢者の交通事故対策から運転免許証の自主返納を呼びかけており、移動手段がどんどん狭い範囲となっている方が年々増加しております。買い物弱者対策にはさまざまな支援方法があると思います。現在、千代田町では、社会福祉協議会であんしん福祉サービス事業が始まりました。非常によい取り組みとは思いますが、どれくらいの方が登録されているか。また、利用者と協力者の数値を教えてください。また、現状の活動内容と、今後どのように生かしていくのかお伺いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

買い物弱者対策についてということですが、この中の本年度8月から町社会福祉協議会におきまして始まりましたあんしん福祉サービスの現状と今後についての質問でございます。まず、あんしん福祉サービスは、高齢者等の日常生活支援を目的に、買い物代行や清掃、洗濯、ごみ出しなどを行うサービスで、開始からの現状ですが、11月末日現在でサービス利用会員の登録者は10名でございます。サービス協力会員は8名となっております。また、実際にサービスを利用されている方は3名で、サービスの利用内訳といたしましては、清掃2名、買い物代行1名となっております。まだま

だ周知不足の面もございますので、現在ひとり暮らし高齢者宅への訪問を始めており、今後につきましても、広報紙等の掲載や地域サロンなどへの説明を行うなど、多くの方に制度を利用していただけるよう事業周知を行っていきます。

また、民間におきましても、食品や日用雑貨などの宅配サービスを行う事業者も増えてきておりますので、今後におきましても、買い物の仕方の選択肢が増えてくるものと考えております。なお、町民にとりましても、選択肢が増えるということはとてもよいことで、サービスの向上にもつながると考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） 現状まだ始まったばかりで、これからというようなことと思いますが、利用度は低いように思います。先月の上毛新聞によりますと、スーパーと社協が連携して外出して買い物、買い物が難しい75歳以上を対象に店までタクシーで送迎すると。そういう補助事業を始めたとありました。社協が調整いたしまして、住所の近い方をグループ化して、相乗りで月2回ほど1時間ぐらい買い物をして、それぞれの利用者の近くまで送り届けると。これは、料金は社協が41%、店が6%、利用者が53%の見込みであるということで、大体4人で割ると1,000円程度だそうでございます。本町にも買い物代行サービスがありますが、うまく組み合わせることによって、利用者及び公共負担も軽減できるのではないかと。また、利用者はグループの中で相談し合いながら、楽しく買い物ができるものではないかと思えます。こういった利用者に沿った考え方、町の考え方についてお聞きしたいと思えます。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど議員さんが言われたように、何名かの方でタクシーに乗り合わせて活用したらどうかと。今現在、千代田町で社会福祉協議会で行っておりますサービスは、1時間を目安に約500円、ワンコインを目安に行っているわけです。先ほども述べたように、このサービス利用者等の会員の登録者が10名なのです。現在、それに伴う協力会員が8名なのです。先ほど議員が、最初は千代田町、現在例えばひとり暮らしのお年寄りさんが300名以上ということだったと思うのですけれども、こういうことを考えていきますと、もう少し活用の頻度が上がった状況を踏まえていきながら、その辺もまた違う段階で考えていければと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） ありがとうございます。いずれにしても、現状10名、8名、利用した結果が3回と。これからいろいろうまくいくようによろしく願います。

次に、関連質問なのですが、千代田町は利根川に沿って東西に細長く、緑豊かな美しい町で

はありますが、東地区には住宅団地、大型のショッピングセンター、更にまだ発表できておりませんが、商業用地に優良店舗の誘致がなされます。どんどん便利になると思います。

さて、西地区といいますと、残念ながらフジマートの撤退後に更にお店の数が少なくなり、必要な品物を買求めるには、太田、大泉方面に買い出しに行かなければなりません。ぜひ西地区にJAや商工会との連携を図り、呂楽館林地区の農産物や加工食品、工業製品等の販売ができる場所ができないものかと。旧フジマート跡地は防災倉庫を予定しておりますけれども、隣接してできないものかお聞きしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

旧フジマート跡地に一般必需品や農産物等の直売所を設けられないかとの質問ですが、旧フジマート跡地につきましては、議会全員協議会等でもお話しさせていただいたとおり、平成23年8月にフジマートの撤退後、近隣住民より雑草の繁茂等の苦情が頻繁に出ておりました。ここ数年前からの案件でしたこの土地は、所有者との契約に至りまして、契約を先日終了したところであります。町では、西小学校の駐車場整備及び災害時非常食等の備蓄拠点として手続を進め、本年11月に売買契約を締結し、最小限の整備として舗装やフェンス等の整備、そして災害備蓄倉庫を設置したいと考えているところであります。

ご質問の直売所の設置につきましては、この土地を取得する際、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、いわゆる公拡法ですね。西小学校駐車場整備及び災害時の備蓄拠点整備の目的のものと申請し、許可をされました。この法律では、第9条の第2項において、目的を示して買い取った土地については、法律の目的に従って適切に管理しなければならないとありますので、目的外使用が可能かどうか協議検討する必要があります。約4,500平方メートルと広い土地ですけれども、もし可能ということであれば、西小学校駐車場用地及び災害時の備蓄拠点を阻害しないよう、いろいろな課題は出てくると思いますが、ご質問の直売所なども含めて有効活用を図っていきたいと考えております。

○議長（襟川仁志君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） 大変難しいかなとは思いますが、買い物弱者というのは高齢者ばかりではなくて、一般必需品を遠くまで買い物に行く環境にある一般町民も、毎日のことですので非常に不経済であり、時間的労力も負担を強いられていることをおわかりください。そのことを踏まえて、先ほども申し上げましたけれども、西側地区には店舗が数が少ないというところで、福島、新福寺、中島方面、商業用地造成の考えはあるかどうかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 西側に商業用地はどうかという質問ですが、町の将来を考えていきますと、

今現在ジョイフルさんの西側に商業施設を誘致しているところであります。館林都市圏という部分で、限られた中で今行っておるのです。将来を見据えていきますと、これで終わりではなくて、将来的にはまた新たな商業施設も必要かと、こう考えております。県のほうの県土整備プランには、平成34年までに利根川新橋着手予定とあります。これはあくまでも予定なのですけれども、議員の皆さんと一緒にになりまして、行政と町民も含めまして、新橋ができた暁には必ずそこに大きな、いろんなまた相談をしながら、川の駅、道の駅的な部分の大規模なそういうのをつくる必要はあるかなと、こう考えております。

それと、商工会のほうは今現在400名前後の加入があると思うのですけれども、商工会さんのほうにもお話をし、もう少し特に工業とか製造業、こういう部分に関しては時代の背景とともに売り上げが伸びたり景気がよくなったりすると思うのですけれども、商業につきましてはなかなか地元の商店は元気がないと伺っておりますので、商工会も含めて、先ほど1番目に小林議員がおっしゃった地域協力隊、こういう方たちも視野に入れながら、これからそういうことも含めた中で活性化につなげていければと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） ありがとうございます。近い将来といたしますか、利根川新橋を踏まえた都市開発、ぜひ早いうちに進めていただきたいと思います。

次の質問です。自主財源確保の充実についての質問です。千代田町は、地方創生事業の各種イベントへの取り組み、川せがき、利根川おもてなしマラソン、トレジャーハント等々緑豊かなにぎわいのある千代田町を内外に十分広報できたところは、町民も高く評価するところでございます。

さて、これを続けながら次に行うことは何でしょうか。自主財源確保になってくるのではないのでしょうか。私は、道路アクセスの環境整備、大泉方面から千代田方面へあるいは明和方面、そして邑楽から千代田、熊谷、先ほど言いました利根川新橋、そういった都市計画道路の見直しも含めまして早急に道路整備を進めることによりまして、インフラ整備も進み、そこに新しい店舗も自然の形で出店してくる流れをつくる環境整備事業に力を入れる必要があるものと思います。先ほどから町長もおっしゃっていましたが、その辺のところでもう一回お願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町のランドデザインを描くに当たりまして、最初の優先順位というのがあろうと思うのです。それを考えていきますと、議員がおっしゃるように念願だった都市計画道路、これと延伸も含めまして、早いうちにこれはつなげる必要があるかなと、こう考えております。そうすることによって、まず人の流れ、物流の流れも変わるかなと、こう思います。いずれ工業団地もできますので、工業団地から、今明和町からずっと来るのにあれを迂回して左へ行って、赤岩商店街を抜け

て大泉町方面へ行くという状況になっていますけれども、この道が抜けることによって、物の流れが随分変わってくるかなと、こう考えております。その辺を含めて明和町の経済連携も組んだわけです。明和町のほうも道路整備もやっていただきながら、我々もそれに含めた中で対応しながらやっていくという状況をつくっていければと。そうすることによって、この道ができることによって、ここの活性化にもつながっていくかなと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） ありがとうございます。

次に、ふるさと納税返礼品の拡充についてお伺いいたします。過日、7月25日でしたか、総務文教常任委員会で茨城県境町に視察研修を行いました。境町では、平成27年に圏央道が開通いたしました。その利点を生かしましてさまざまな自主財源確保に取り組んでおりました。特に突出しておりましたのが、ふるさと納税の返礼品の数、種類、そして納税額、金額です。実に17億2,115万円、更に補助金の獲得額が8億7,300万円。これは境町が国や県に対しまして、政策提言をして獲得したものである。事業を立ち上げるには助成金だけではなくて、自主財源も当然必要です。

そこで、町の活性化やふるさと納税返礼品の拡充にもなる姉妹都市の提携は考えられませんか。できれば、本町は海がありませんので、海のきれいな暖かい市町村を希望いたしますけれども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ふるさと納税の返礼品、それと姉妹都市ということですが、ふるさと納税の返礼品の拡充につきましては、たびたび全員協議会でお話しさせていただき、今後も多くのふるさと納税が得られるよう取り組んでいきたいとお話しさせていただきました。また、ふるさと納税の申し込みについても、ポータルサイトの増設やパンフレットにより拡充を図っております。

ご質問の姉妹都市の提携によりますと、ふるさと納税の拡充につきましては、隣の明和さんが三重県明和町と姉妹都市を結び、ふるさと納税の返礼品を拡充しております。姉妹都市や友好都市については、板倉町でも合併前の新潟県板倉町、現在の上越市と締結した友好都市を結んでいると伺いました。

本町では、姉妹都市や友好都市の締結は現在実施していない状況ではありますが、新たな財源確保プロジェクトの活性化対策の中で、姉妹都市による地域間交流を掲載させていただいております。姉妹都市等については、平成32年度までに取り組みますよう検討してまいりたいと考えております。また、姉妹都市により本町にはない返礼品が増えることとなりますので、検討していきたいと考えております。ふるさと納税ありきでの提携は現在考えておりません。ふるさと納税の返礼品については、選択肢が多ければ多いほどよいと考えております。現在、農業等体験型の返礼品の検討を行っているところであります。今後も多くのふるさと納税がいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（襟川仁志君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） ぜひ早い時期に実現できますよう期待いたしております。

以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で6番、川田議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、橋本議員の登壇を許可いたします。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 3番の橋本です。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく2つを予定しております。まず、1つ目は小中学校のスクールカウンセラーについてです。最初に、この質問の目的を話しますと、中学校で週1回の6時間、小学校では隔週になっているスクールカウンセラーを常勤にすることを含め、増やす検討をしていただきたいということでございます。理由は、今までほかの議員からも質問で取り上げられていた小1プロブレムや中1ギャップ、不登校への対応、また教師の長時間労働問題など、幅広い課題に対して有効な解決手段の一つとなるのではないかと考えるからです。

このように考えた経緯を少し話しますと、今年の9月中旬ごろに近隣市在住で中学1年生を持つお母さんと話をする機会がありました。私が、最近変わったことはありませんかと尋ねましたところ、実は子供が6月ごろから学校に行かなくなって困っていると話され、学校の対応はいかがですかと聞くと、担任の先生にはよく相談に乗ってもらい、スクールカウンセラーの先生も紹介されました。カウンセラーの先生との面談を子供が気に入ったので、教室復帰への足がかりにしたいと思っていたら、カウンセラーの先生との面談は週1回、6時間しかなく、ほかの面談予約が多いと、3週間先の予約となってしまうこともあったと。3週間も先になると、子供の相談する気持ちがなくなってしまうし、相談事の焦点がぼやけてしまう。子供がせっかくその気になっているのに残念だと話されていました。

担任の先生や学校には、そのことは話しましたかと尋ねましたら、担任の先生が週1回家庭訪問に来るので、そのときに話したら、スクールカウンセラーが増えると教師も助かるが、県の教育委員会が決めていることなので、すぐに増やすのは難しいという回答であった。カウンセラーの先生が増えれば、担任の先生の仕事量も減るのにと、そのお母さんは話されていました。

私は、このお母さんとの会話から、冒頭に話したようにスクールカウンセラーを増やすことが、不登校やそれにつながる子供の悩み、子供だけでなく、保護者の子育て相談から教師の労働時間軽減問題まで有効ではないかと思うようになりました。

ただ、このお母さんとの話は、千代田町ではなく近隣市の話なので、千代田町の実態はどうか、千代田町のスクールカウンセラーの現在の運用状況を質問したいと思います。カウンセラーの人数や勤務体制、1カ月当たりや1年当たりの相談件数と人数、過去数年間の件数の推移を通告どおりお伺

いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） スクールカウンセラーの現在の状況ということでご質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーは、県教育委員会によって、学校の教育相談機能の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、更に家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、県内全小中学校に配置されています。町内の小中学校3校にも1人ずつ配置されています。勤務体制は、小学校では隔週で1回、6時間勤務、年間15回、中学校では毎週1回、6時間勤務、年間30回です。主に児童生徒への面談や保護者相談、また教職員に対する助言や支援を行っています。28年度の相談件数は、小学校2校合わせて児童から年間3件、保護者から年間12件ありました。中学校では、生徒から年間80件、保護者から年間26件の相談がありました。中学生になると、自分のことや周囲のことをじっくり考えられるようになり、そのためにさまざまな悩みや不安が増え、生徒からの相談件数が小学校に比べるとかなり多くなっています。

また、年間の相談件数の推移については、平成26年度、小学校4件、小学校の保護者17件、中学生63件、中学生の保護者23件でした。27年度につきましては、小学生10件、小学生の保護者18件、中学生38件、中学生の保護者48件でした。28年度は、先ほど申し上げたとおり、小学生3件、小学生の保護者12件、中学生80件、中学生の保護者26件でした。年によって相談件数にばらつきがあり、傾向はつかめませんが、どの年も小学校より中学校の相談件数のほうが多い傾向にあります。

以上の状況になっております。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご答弁ありがとうございます。

千代田町でもスクールカウンセラーへの相談者や件数が多いのかなと思いました。また、おおむね大体増加傾向にあることもわかりました。ご答弁された件数などの数字は、実際に相談された件数でございます。この中には、相談したいけれどもできなかった、もしくは何らかの理由で相談を諦めてしまったという人が含まれてはおりません。そういう意味では、潜在的な相談者が相当数いることが予想されます。答弁の数字だけ見ても、スクールカウンセラーが足りないのかなとは思われます。

更に、スクールカウンセラーの方は臨床心理士の資格を持つ相談業務のプロでございますから、子供たちの相談だけでなく、保護者の子育てに対する悩みの相談、担任の先生や学校との連携プレーの強化など、スクールカウンセラーを増やすメリットは大きいと考えますが、教育長としてはスクールカウンセラーを増やす考えがあるのか。

また、スクールカウンセラーは県の事業であると聞いてはおりますが、県に増やしていただく要望することはもちろんですけれども、子供に優しく寄り添うまちと題しまして、これは私がつくった仮

称なのですけれども、町の単独事業にまで踏み込んで増やしていくという考えがあるかをあわせて聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） スクールカウンセラーの時間数や人数を増やして、場合によっては町単でということのお話かと思いますが、学校には心の教室相談員が配置されております。また、来年度からは適応指導教室を町民プラザに移転し、新たな指導員を配置する予定です。今後、学校の相談員や指導員などの意見を継続的に聞きながら、スクールカウンセラーを増やせるかどうか検討してまいりたいと考えているところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご答弁ありがとうございました。

スクールカウンセラーについて増やすのは、今後検討いろいろな意味でしていきたいというお話でございました。検討する中で、恐らく町単独にまでするとすれば、財源の話というのも多分出てくると思うのです。きょう質問でも取り上げられていた先ほどのふるさと納税なのですけれども、その項目にいろいろところで、さっき町長からも検討していきたいという話がありましたので、そこに町の単独事業の費用として、スクールカウンセラーを入れてもらうというのも一ついいかなと思っております。

それは、ふるさと納税の使用項目に入れるということなのですけれども、今でもふるさと納税はブームでありますけれども、先行して取り組まれた方たちの中には飽きが出ていて、返礼品を選ぶのも面倒だという方も出てきているそうです。そういった方たちの中には、熊本地震の震災復興の寄附のように、目的が明確で社会的意義があれば、返礼品がなくても寄附したいという方も増えているそうです。それらのことを考えますと、ふるさと納税の中に寄附金の使い道を選ぶ項目がありますが、そこに先ほど私が勝手につけたタイトル、子供に優しく寄り添う千代田町というのでスクールカウンセラーを常勤化し、全国に先駆けて取り組むという目標に寄附を募るというのもいいと思います。これには、寄附の使い道を具体的に明確にするということで、返礼品は従来どおりありますので、返礼品が欲しいという人に対しても取り組みやすいのかなと思います。このやり方は、先日前橋市のタイガーマスク運動支援プロジェクトが、ふるさとチョイスアワードの大賞を受賞したやり方でもあります。ご参考にしていただければと思います。

さて、スクールカウンセラーの質問の中で最後になるのですけれども、今回のお母さんの話もそうなのですけれども、20年、30年前と比べると、学校に行きづらくなっている子供が増えている、また休みがちなお子または不登校になってしまった子供が増えていると感じますし、実際に増えていると思うのですが、教育長ご自身が何が原因で増えているとお考えになられるのかお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

不登校や支援が必要な児童生徒につきましては、私も増加していると個人的に考えております。始めに、不登校は学校生活に対してやりがいや楽しさを感じることができずに、不登校になってしまう子、不安など情緒的な混乱により不登校になってしまう子、家庭環境の変化により不登校になってしまう子、人間関係をうまくつぐれない子などさまざまな原因が考えられます。これらは本人、家庭、学校に関するさまざまな要因が複雑に絡み合っている場合が多く、その背景には、社会における学びの場としての学校の総体的な位置づけの変化、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化など、学校だけが学びの場ではない、行かなくてもどうにかなるといった考え方など、さまざまな原因が考えられると思っております。

昔と今を比較すると、昔の児童生徒は労働力として家庭で使われることが多く、学校に行っていたほうが総体的に楽しかったのだと考えています。それに対し、今の子は家庭にいたほうが楽しく、学校で経験するさまざまなストレスを感じずに生活できるので、不登校が増えているのだと個人的には考えております。

次に、支援が必要な児童生徒の増加の要因につきましては、特殊学級時代の障害種別、盲、聾、養護が一本化されたことにより、より一人一人にきめ細かな教育が行われるようになったことや発達障害も対象となったことで、特別支援教育への理解が進み、子供の可能性を伸ばせる手厚い教育を求める保護者が増えてきたことなどが考えられると思います。こうした取り組みの質的变化によって、支援を要する児童生徒が増加傾向にあるのではないかと考えていますが、その基準となるのは精神医学の進歩によるものであると考えています。すなわち、過去において発達障害とは考えられなかった児童生徒の性向に、病名がつけられたことが原因の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 教育長、貴重なご意見をありがとうございました。今後、そのようなこととお話する機会があったときの参考とさせていただきたいと思っております。

最後に、先ほどのお母さんの後日談ですが、11月初めにお会いしたときに、子供が10月中旬ごろから適応指導教室、これは千代田で言うところの適応指導教室に通い始め、11月に入ってから1人で自転車通学をしているとのことで、早く教室復帰してくれるといいなと話していました。私も本人の元気が戻り、充実した学校生活を送ってくれることを願っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次の質問は、企業誘致についてです。今、町では財源確保プロジェクトとして、全職員一丸となってアイデアを出し合っているいろいろ検討しているのは大変いいことだと思いますし、これからも継続していただければと思います。その財源確保におい

て、一番効果が高いと思われるのが企業誘致ではないかと思います。今、町の課題の一つが、ジョイフル本田西側の商業地の誘致です。町長も公約に掲げ、最重要課題として取り組まれておりますが、誘致企業は決まりましたでしょうか。決まっていないようでしたら、どのような誘致活動をしているのかを具体的に教えていただきたいと思います。

私が外から見ている限りですと、1社の開発会社などの業者に進出企業の営業を頼っていて、その営業系列や営業網で決まらなると先に進まない。コンペ方式のように複数の業者に依頼するやり方にすれば、早期決定に導けるのではないかと考えられます。これには守秘義務や相手先、契約状況や業界のルールなどもあると想像できますが、できるだけの情報開示とご回答をお願いします。

また、これは多分うわさも含むことになってしまうのですが、去年から年内には進出企業が決定する、年度内には決定する、今年のうちにはと、だんだん先延ばしになっていると感じている町民の方もおります。そういう意味では、決定プロセスが明らかになればなるほど安心すると思われまので、よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ジョイフル本田西側の商業地についてですけれども、今までの経緯をお話しさせていただきます。

今まで100社ほど営業を行ってきました。私は、想像では話できませんので、100社ほど営業を行った中で、その中で興味を示していただいた数社に絞り込みました。現在、国内大手企業様と交渉を進めております。企業誘致を行うためには、一番大切なことはお互いの信頼関係かなというふうを考えております。町民の方がうわさでそういう話をしたと。議員も想像を含めた中で、そのときは議員さんという立場ですから、その辺はしっかりとっていただきたい。

私も何度か全協の席でもお話はさせていただいていると思うのですが、議員さんが先ほど言ったコンペ形式、この形式は全く考えておりません。これを誘致するに当たりまして、コンペ形式なんてやっていると、いつになっても決まらない。こういう状況もありますので、今現在スタートの段階です。昨年3月に造成が整いまして、それから営業活動、その以前から営業活動しておりまして、営業した結果の中で、今絞り込んだところでありまして。これは以前から絞り込んであるのですけれども、諸般の事情がいろいろあると思いますので、私は最終的にはそこを、今現在におかれましては、最終的には何社かに声をかけるということは一切考えていません。今現在の国内最大手の方と何とか締結に結びつけたいと、こう考えております。

それには時間がかかるというのは、先方の諸般の事情があるわけですが。事情は私は話せませんが、諸般の事情があるわけですが。その中で今年度から、工業団地も含めまして対策室もつくりまして、職員も鋭意努力をしているところであります。議員のほうで、そこが見つからないと決まらなると。複数の業者に委託できれば、広域的に企業を探せるのではないかと、この発想は私は全く違うと思って

いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございます。

なかなか全ての情報開示というのは、やっぱり難しいのかなという感じがしております。それと、選定のやり方というのはいろいろあると思いますので、執行部に一日も早く誘致企業を決定していただきたいというところがございます。それと、商業地はどうしても今現在は、本当に毎年草刈りだけをしている場所になっておりますので、そういう意味では重ねて一刻も早い企業誘致をお願いしたいと思っております。

それでは、次に下中森地区に予定されている新規工業団地について質問したいと思うのですが、商業地、今町長の話だと、そんなにおくれているわけではないという回答だと感じたのですが、私の感覚だとなかなか売れないでいるのかなと思っております。新規工業団地もこれからでございますので、商業地のようになってしまつては困るなど考えております。

そこで、どのような戦略で誘致活動を、新規工業団地ですけれども、していくのかを聞きたいと思っております。例えばなのですけれども、町の単独事業としてやる、県に事業協力を依頼する、先日発表した明和町との企業開拓の範囲内としてやるのか、いろいろな方向性があると思いますが、町の考えが聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 新規工業団地の質問にお答えいたします。

現在、都市計画法の法定手続を粛々と進めているところであります。今後、造成、分譲を進めていくに当たりまして、この地域はありがたいことに企業様からの関心が非常に高い場所でありまして、先に進出企業を見つけて、オーダーメイド方式で造成工事を実施していければと考えております。工業団地造成は、莫大な予算となるために、県企業局で実施していただけることが一番かと考えております。事業の採算性やオーダーメイドに応える柔軟性、工程的なものなど、できる限り企業目線で進めていけることを最優先に考えていきたいと考えております。

また、明和町との共同企業開拓とのことですが、このような協定は結んでおりません。明和町と結んだのは経済創生連携のことかと思っておりますが、これまでも工業団地や道路については連携してやっておりますが、改めて協定を締結し、合併を前提としない、こういった市町村の垣根を越えた新たな経済連携をしていくということをアピールしていくことが重要と考えます。

先ほども答弁させていただいたように、明和町さんが道をつくる。それに応じて千代田町が連携しながら道をつくったり、これが経済連携かと、こう考えております。更には、明和町さんに足りないもの、千代田町にあるもの、例えば千代田町はふれあいタウンがありますから、明和町は住宅地はありませんから、それを明和町さんのほうから紹介していただくとか、そういう連携を結んだ状況であ

ります。一緒に工業団地を造成していこうとか、そういうことではありません。特に今回の新規工業団地については、アクセス道路と企業誘致の部分で情報やノウハウの共有により、企業ニーズに合わせて立地条件を高めていきたいと考えております。

先月の11月20日ですが、群馬県主催の首都圏企業向けぐんま企業立地セミナー in 東京が東京飯田橋で開催されました。明和町と一緒に参加させていただき、新規工業団地のPRをしてまいりました。群馬県内で知事初め、千代田町、明和、これからまだ白紙の状態でしょうけれども、館林市とあとは桐生市、4自治体が参加して行ってきました。明和町さんとも今後も隣同士ですので、1つの地域としてお互いないところをカバーし合いながら、企業に選んでいただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど行いました企業情報交換会においても個々に情報提供を行って、私も個人的に、もちろん職員も行っておるのですが、知り合いの議員さんのほうも、先日サントリービールで行いました企業情報交換会、ああいう席におかれましても、私からも声かけは企業にさせていただいているのですけれども、皆さんのほうもぜひ知り合いの企業がありましたら、今から声をかけていただいて誘致活動に協力していただければと、こう考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございます。

私の勘違いだったのでしょうか。明和町との企業開拓のところだったのですけれども、ぜひそこも新規工業団地については、明和町も恐らくあそこの一帯を工業団地として造成していく予定であろうかと思われまますので、企業に共同してアプローチしていくというの、すごく効果が高いように感じますので、その辺も連携の中に入れていっていただくといいのかなと思っております。また、新規工業団地は、もう既に場所もスケジュールも決まっておりますので、ぬかりなく即完売できるようにご尽力いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で3番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（襟川仁志君） 休憩を閉じて再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

続いて、1番、大澤議員の登壇を許可いたします。

1番、大澤議員。

[1番（大澤成樹君）登壇]

○1番（大澤成樹君） 改めまして、おはようございます。議席番号1番、大澤でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、本日は少子化対策における結婚支援について及び不審者対策について、順次質問をさせていただきます。

本町では、千代田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で4項目の基本目標を定め、その達成に向けさまざまな事業を展開してまいりました。その全ては、千代田町に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりが目標であり、将来展望である2040年に人口1万638人、2060年には9,718人を維持することを目指しての取り組みであろうと思います。町長が常々お話をされております交流人口も増加し、本町の魅力を他市町村の皆様に発信できているものと思います。その魅力が、今後移住・定住という形で人口増加へつながっていくことに大変期待をしているところであります。

さて、移住・定住、これは人口増加に大変大事なことでありますが、それ以前にもっと大事なのが婚活であろうと思います。現在、結婚、出産や家庭を持つことに対する価値観、個人のライフスタイルが多様化する中で、未婚化、晩婚化が急速に進んでおります。未婚者の多くが結婚の希望を持っている一方で、男女ともに適当な相手にめぐり会えないと、そんな状況なのかなというふうに思います。群馬県では、ぐんま赤い糸プロジェクトやぐんま縁結びネットワーク等、県内の婚活に関する情報を一元的に発信しております。そこには、結婚や子育てを応援する市町村や民間団体、企業と連携し、オール群馬で婚姻件数を増加させるための取り組みが行われております。

本町においても多くの取り組みがなされていることと思いますので、この点につきましては後ほど伺うといたしまして、まずは千代田町に提出をされている婚姻届が年間どのくらいあるのか、また過去5年間の件数と今後の推計値があればお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

本町に婚姻届を提出された方の年間件数ということですが、婚姻届中、現に本町にお住まいの方からの過去5年間の届け出数は、平成24年度が49件であります。平成25年度は47件、平成26年度が43件、平成27年度が48件、平成28年度については49件となっております。

なお、今後の推計については特にございませませんが、過去5年間の内容から、おおよそ50件前後で推移されると思われます。過去5年間から50件ということですが、ちなみに、婚姻のほうも増やしていく必要はあると思うのですが、離婚率も上がっているということも現実あります。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 年間50件程度、横ばいというようなご答弁いただいたというふうに思います。ただ、これから千代田町だけでなく、日本という考え方の中で、分母である人口が減少していくわけでありまして、同じような婚姻数で横ばいで進んでいった場合には、人口減少が増えていく、そんな

状況が考えられるのかなというふうに思います。結婚支援を行うことで、結婚したいという希望をかなえられる環境づくりを行い、婚姻数を増やしていく必要があると考えます。現状、本町において、結婚支援事業としてどんなことをやっているのか、その成果としてどんなことがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） どのような支援事業をとということですが、町では婚活ブームもあったことから、平成23年度から平成28年度まで婚活イベントを年間数回にわたり計画を実施してまいりました。また、平成28年度からは千代田町総合戦略事業の基本目標であります結婚・子育て支援に位置づけ、多様な結婚・子育て支援により、拡充事業として地域連携ヤングセミナー、いわゆる若い世代の結婚支援として取り組んでいるところですが、年々参加者の数が減り、平成27年、28年度については参加者不足により、開催には至りませんでした。県内の自治体や各種団体でも参加者を募ることに苦勞しているようです。町民でも、町の婚活支援イベントでは知っている人が参加しているかもしれないので、恥ずかしいなどの意見もあります。参加申し込みが少なく、今年度につきましては町単独での実施を見送りました。

戦略事業では、他市町村との広域連携により開催することも視野に入れておりましたので、広域での婚活イベントができないか模索していたところ、本町も含めまして郡内5町の企画担当者の集まりであります邑楽郡町村会企画部会が婚活イベントを行うことが決定いたしました。10月21日の土曜日に開催したと伺いました。内容につきましては、「おうら5町で縁結」と題しまして、JTBの協力をいただき、郡内5町を回って縁を深めていただいたというもので、本町におきましては、なかさと公園を活用いたしましてバーベキューを楽しみながら、最後の邑楽町にてフリートークの後、告白タイムを行っております。参加者については、男性14名、女性15名の29名が参加し、本町からも参加者があったと聞いておりまして、告白タイムでは4組8名のカップルが成立という結果でありました。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 町長から答弁ありましたように、町独自の事業といたしましては、27年、また28年と開催を予定しておりましたが、中止になっている現状であります。また、町長のお話の中で、邑楽郡5町で10月に開催されて、本町からも参加者がいたというような答弁いただいたわけですが、私は町独自で今後もやっていただきたいというふうな希望を持っております。

合計特殊出生率ということに関して言いますと、未婚の女性も含まれるため、結婚しない女性が増える中で数字は当然下がってきてしまいます。ただ、既婚女性だけにしますと、合計結婚出生率というのがあるわけですが、これは全国的にも1.7を下回らないようなレベルで全国的に推移をしているわけですが、つまり、結婚した夫婦は合計2人弱の子供を産んでいるということにな

るわけでごさいます、逆の見方をすれば、結婚数が1つ増えれば、その分だけ期待出生値がプラスとなるわけで、既に2人の子供を産んでいる、3人の子供を産んでいる家庭に、もう1人産んでくださいというよりも、独身男女の結婚を促進したほうが、少子化には効果があるのだらうというふうに思います。

29年度も町長のほうから開催の予定はないというような答弁があったわけでごさいますが、それであれば30年度以降は本町独自で男女の出会いを支援するような事業を考えていただけるのか、いただけないのか、展望も含めて町長からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今後の展望も含めてということですが、議員お話しの平成28年3月に策定いたしました千代田町人口ビジョンでは、総合戦略事業の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上での基礎資料となるもので、本町の合計特殊出生率は年によって多少の上下はありますが、1.3で推移している状況となっております。また、男女の未婚率においても年々上昇し、晩婚化、非婚化が進んでいることは見受けられます。このような状況を打破するために、総合戦略事業によりまして人口減少を鈍化させるため取り組んでいるところですが、ご質問の婚活支援事業の重要性では、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、町独自でも広域的な連携により、結婚支援に取り組むことが有効ではないかと思っております。

太田市では、太田商工会議所や太田近隣の商工会が主催、連携のもと、11月11日に男女300名の参加によりガチ婚というイベントを開催し、38組のカップルが誕生したと伺っております。個人の考え方が重要となりますが、若い男女が出会い、交際につながり、結婚に結びつき、赤ちゃんの誕生といったサイクルにより、少しでも人口減少対策が図れるようなイベントをサポートしていければと考えているところです。

今年度4月から、ケーブルテレビを町でも導入いたしました。ケーブルテレビを導入したことにより、先日もケーブルテレビの方にはお話をしたのですが、エリア的にかかなりのエリアがありますから、これで今テレビ等で行っております婚活のドラマ仕立てでやったらどうかというお話をさせていただきました。来年はそういうようなことも含めて検討していきたいと考えております。行ったときには、議員も独身ですから、ぜひ参加していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 大変ありがとうございます。

答弁を聞いていたわけなのですが、最後に町長からすばらしいお話をいただいてしまいまして、何を町長からご答弁いただいたかを忘れてしまったところなのですが、ぜひとも30年度開催をしていただけるということであれば、それまでに私が独身の場合には参加をさせていただくということ、こ

ここでお話をさせていただきたいと思います。

町長は常々、行政の垣根を取り払ってなんていうお話もされているのだと思います。私もケーブルテレビというところは、茨城、栃木、群馬の一部でございしますが、広域で活動されている会社でございしますので、いろんな方との交流が図れるという点においても、十分に婚活の事業として成り立つのかなというふうにも考えております。ぜひとも私が結婚する前に事業化していただくことをお願いいたします。

続きまして、この婚活事業の出会いによってできたカップルが、そのまま全て結婚に至ればいいわけですが、なかなかそうもいかないのが現状なのかなというふうに思います。そこで、次に必要となるのが、結婚を希望するカップルに結婚に踏み切ってもらえるように応援し、結婚できる環境を整えていくことであろうと考えます。昨年10月より、群馬県で結婚応援パスポート事業というのが開始をされました。少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の対応策の一つとして、新婚夫婦や結婚を予定している男女が、協賛店舗で特典サービスを受けられるパスポート事業を、県内全ての市町村や民間企業と連携して開始いたしました。受け取ったカードを協賛店で提示することで、価格の割引などのさまざまなサービスが受けられるものです。これにつきましては県の事業ではありますが、交付に当たりましては、市町村で担っているということからお伺いをいたします。ぐんま結婚応援パスポート事業に対する町としての考え方、また申請件数がどのくらいあるのかお聞きいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ぐんま結婚応援パスポート事業については、群馬県において実施要綱を定め、昨年10月より県が開始した事業であります。この要綱では、地域、企業、行政が一体となりまして、社会全体で結婚を希望する県民を応援する機運醸成を図ることを目的としております。このようなことから、本町においても推進していきたいと考えておりますが、現在事業が始まって間もないことなどもあり、県からの依頼により、関係パンフレットや結婚応援パスポートの配布や交付を町が行うなどの業務にとどまっている状況となっております。

ご質問の千代田町の考え方ですが、このパスポート事業を充実させていくために、町として積極的に協力できるところは協力していきたいと考えております。

なお、申請件数につきましては、昨年10月3日から交付を開始いたしまして、11月29日現在で47件の婚パスを交付しております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 千代田町としても積極的に取り組んでいくと、町長からお話をいただきました。残念ながら、現状千代田町の協賛店舗というのが2店舗しかないのです。銀行さんが2つ登録をいただいているだけでございます。もちろん協賛店舗の募集についても県の事業ということで、

県のほうで行うものなのだろうというふうには思いますが、せつかく県と町が連携をして取り組んでいる事業でもあろうかと思えます。本町の広報等を使って告知をしていただく。また、商工会に協力していただき、会員企業に呼びかけてもらうなど、できることは多いのかなというふうに考えます。本町としても積極的にぐんま結婚応援パスポート事業協賛店舗の増加を図ることが、効果的な結婚支援につながり、ひいては未婚化、晩婚化に対応し、少子化の歯どめにつながっていくと思われまので、本町としてもぜひとも今後前向きにご検討をいただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。学校等への侵入者に対する安全対策についてでございます。昨年、神奈川県相模原市で起きました障害者施設侵入事件は、抵抗できない人に対する執拗な犯行で、多くの人命が失われました。このようなことが再び起きないように、対策ができることは事前にしておくべきと強く思います。大阪の小学校襲撃事件やこの相模原の事件でも、よもやこんな事件が起きるとは誰も夢にも思っていなかったことと思えますが、実際には起きてしまいました。これらの事件から、同様の事件が二度と起らないように教訓を得ておかなければならないと思えます。大阪や相模原の事件を受けて、教訓を現場に反映していることと思えます。

そこで、お聞きしますが、小中学校、幼稚園、保育園の門扉の状態や防犯カメラ等の警備体制の現状についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

まず、門扉ですけれども、小学校では児童が在籍しているときは門扉を閉めておりますが、業者等の出入りのために施錠はしておりません。中学校では、体育の授業で隣の町民体育館に移動することがあるため、通常開いています。保育園、幼稚園では、登園、降園以外の時間は閉めており、登園や降園時の最後は必ず閉めるよう保護者に呼びかけています。施錠はしていません。また、西小学校では、不特定多数の方が出入り可能な学校公開のときには、生活安全推進委員や赤岩駐在所連絡協議会の方々に警備をお願いしたりしております。

防犯カメラにつきましては、東小学校4台、西小学校3台、中学校1台、東西幼稚園各2台、西保育園3台、東保育園2台設置しており、モニターで日常的に職員が監視できるようになっています。24時間稼働、録画しており、過去のデータも見られるようになっています。また、不審者が侵入した場合の非常通報ボタンも、幼稚園、保育園、小学校の各クラスに設置されています。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 私も小学校、中学校、また幼稚園、保育園もお邪魔する機会がありますので、門扉が閉まっている、開いているという状況についても、監視カメラが何台あるかまでは存じ上げませんが、ついでに伺っていることも存じ上げておりました。また、緊急のボタンがあるのだということ

は、今教育長からご答弁いただきまして、そういうこともしているのだなということで理解をさせていただきます。

ただ、こうして防犯の体制をしっかりとしいていても、中には大阪や相模原のように不審者が侵入をしてきたときに、学校として、幼稚園、保育園の先生方がどんな対応をとったらいいのか、どうやって子供を守っていくのか、そんなことについての防犯体制マニュアル、そのマニュアルに沿った訓練が行われているのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。地震とか火事については、訓練ということでやっておられるというふうに思います。また、最近においては、ミサイルということでの訓練も本町では行ったのかと思いますが、こういう不審者対策についての訓練がどのくらい行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

防犯マニュアルということですが、小中学校、幼稚園、保育園では、教職員が学校や園で起こり得る災害、事故、不審者侵入などに備えて危機管理マニュアル等を作成しています。マニュアルをもとに、幼稚園、保育園では定期的に不審者対応訓練を実施するとともに、防犯出前講座や安全教室などを実施しています。また、小中学校でも不審者対応の避難訓練を年1回以上実施しています。教室への不審者侵入を想定して、児童生徒の避難と職員による不審者への対応についての訓練を3校とも実施し、東小学校では、子供たちが登下校中に不審者に声をかけられた場合の対応についても訓練を行っております。

しかし、マニュアルに示されている動きや訓練はあくまでも例です。実際に事件が起きたときには、マニュアルどおりには不都合が生じ、臨機応変な対応が必要になってくる場合もあります。そのため、いろいろな場面を想定した訓練を行ったり、日ごろから不審者遭遇時における対応について、意識を高めたりしておく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 危機管理マニュアルというものが、本町の学校にも備えられているということの確認ができて、また出前教室等々も行われているということの確認ができました。ただ、登下校の訓練につきまして、東小学校では行われているというような答弁をいただいたかなというふうに思います。ぜひとも西小学校でもやっていただきたいというふうに思います。自分の身を自分で守ることは、子供たちに身につけさせなければならない必要な力だというふうに考えております。今後も子供たちが悲惨な事故、事件に遭わないよう、警察等関係機関となお一層の連携を図りながら、継続して啓発、指導を行っていただきたいと思います。

それでは、続きまして次の質問に入らせていただきます。通学路の安全点検の実施状況についてと

いうことでございます。5年前の平成24年、通学途中の児童が巻き込まれるような大きな事故がありまして、通学路の安全対策として政府が全国的な緊急点検を実施いたしました。その取り組みの中、対策が必要な箇所として、全国で7万4,483カ所を洗い出すまでに至りまして、その後文科省、国交省、警察庁の3省庁が平成27年度末における実施状況というのを公表しまして、それによりますと対策が必要とされた危険箇所のうち、およそ9割方が対策を実施されたということで、こちらは国の発表でございますが、ほとんど対応をされているのだらうということだらうと思います。また、残る危険箇所についても速やかに対策を実施するよう促し、対策に時間がかかる場合は、パトロール活動などの応急的な措置を講じるよう求めているということでもあります。

そこで、お伺いをいたします。平成24年当時、本町における安全点検の実施状況において、危険な箇所がまずはどのくらいあったのか。その後、その危険な場所がどうなっているのか、現在の進捗状況も含めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） まず、児童への呼びかけ、啓発活動ということでお答えしたいと思ひます。

小学校では、防犯標語、「いかのおすし」と言っているのですけれども、行かない、乗らない、大きな声を出す……

○議長（襟川仁志君） 教育長、今質問に対する答弁が違いますので。

○教育長（岡田 哲君） どのくらいの件数を持っているかということですので、その辺事務局のほうに答えさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

24年当時のということで、通告にありませんでしたので、細かい資料のほうは用意していないのですけれども、基本的に各学校等で調べていただいた危険箇所等については、例えば雑草の繁茂であったり、枝が出ていたりとか、または交通標識、公安委員会に依頼しなければならないものとか多数あると思ひますけれども、その中でやれるものについては早急にやっております。警察等に依頼するものにつきましては、順次依頼をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。

24年度の状況ということについての通告は、済みません、なかったというふうに思ひますが、現状については通学路の安全が確保されているという認識でよろしいですか。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

今、できるものから始めております。ですので、先ほどご答弁いたしましたとおり、雑草とか枝が出ていたとか、そういったのは早急にやらせていただいておりますが、また道路の改良が必要な場合等の要望も出ておまして、そちらは都市整備課等と協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。

信号機や歩道整備などハード面に関しては、なかなかきょうにあしたということでいかない部分も多々あるかと思えます。ただ、ソフト面ということで、学校を通じてPTAや地域の方々に登下校の見守り活動をしていただくとか、児童生徒に対する交通安全教育を図ることで、登下校の通学路の安全を図っていくことも大切なのかなと思っているところで、続きまして防犯ボランティアの現状と課題ということについてご質問をさせていただきます。

女性や子供を狙った卑劣な犯罪は全国的に後を絶たず、被害者の大半が小中学生、児童生徒であります。また、事案は16時台、15時台、7時台、17時台の順に多く発生をしているということで、声かけ事案等の多くが登下校時の児童生徒を狙ったものであります。犯罪者は人間関係が希薄なまちを好み、まちの雰囲気も計算に入れて、犯罪を行うかどうかを決めるとも言われております。児童生徒の登下校時の安全安心のためには、家庭、学校、地域がそれぞれにおいて防犯意識を高め、相互に力を合わせる必要があるかと思えます。

千代田町においても、現在35の方がボランティアとして活動していただいているというようなお話を聞いております。隣の大泉町においては1,000の方が、名簿上でございますが、登録をしていただいております。

○議長（襟川仁志君） 大澤議員に申し上げます。5分を切りましたので、速やかに質問を終結してください。

○1番（大澤成樹君） はい。

そこで、お伺いをいたします。町内の各地域で児童生徒の登下校を見守られている防犯ボランティアの現状と課題についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

現在、防犯パトロールは、交通安全パトロールを含めてPTAの方々が自主的に当番を決めて実施しております。また、場所によっては、交通指導員、地域ボランティアの方が登下校時に登校指導を行っているほか、下校時には役場の安全安心保安員が学校や公共施設を中心にパトロールを実施しております。中学校では、日没が早くなる時期から、教員が各方面に分かれて防犯パトロールを行っております。パトロールについては、登下校時の子供たちの安全確保のため、車の通りの多いところ、

民家等が少なく人目につかないところ、危険が潜んでいるところなど、多くの場所で行っていきべきだとは思いますが。しかし、保護者の方にもそれぞれ都合や事情がありますので、パトロールを新たにお願ひすることはできないと考えております。また、教職員全員が毎日パトロールを行うことも難しいのが現状です。

そのため、教育委員会では、地域で見守りをさせていただくボランティアを増やすべく、今年の8月に回覧にてボランティアパトロールの募集を行いました。なかなか登録者数の増加につながっていないのが現状であります。登下校時の安全安心確保のためにとても重要な事業ですので、今後も回覧や広報等で募集を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ぜひとも児童生徒が安心安全に登下校ができるように、8月からお声かけをしていただいているということでございますが、なかなか皆さんの目に届いていないのかなというところもございまして、ぜひとも周知方法も含めて、今後ボランティアの人数が増えるように努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で1番、大澤議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、高橋議員の登壇を許可いたします。

7番、高橋議員。

[7番（高橋祐二君）登壇]

○7番（高橋祐二君） 議席ナンバー7番、高橋でございます。本日、一般質問7名中7番ということで、12月7日、7が3つそろったということで、本日トリを務めさせていただきます。

通告に従って2つほど質問させていただきます。千代田村誕生から今年で62年の歴史があります。その中において、千代田町町長選、議員の選挙が同時選挙ということで3月に実施されています。同時選挙ということで、行政側の選挙費が削減できる、また町民の投票率も上がるということで、同時選挙はすごくいいことだと思っております。ただ、3月の定例議会、年度末ということで、幾つか障害があるのではないかとこのように思っております。年度末に実施することにより、職員の業務に支障が出ているのでは、町長の業務にもとありますが、高橋町長、今回就任して、まだ町長をやられて選挙をやっていないのですが、過去の町長さんにおかれましてはどうだったのか。それと、3月の定例議会も2月に臨時議会ということで実施され、3月の定例議会は一般質問の1日だけということでした。一般質問も3名ということですので、やっぱり議員も集中できないのではというふうに思っております。

群馬県内では、3月に選挙を実施する自治体は、高山村の村長選と千代田町の町長選、議員選だけあります。地方自治法も施行され、今年で70周年を迎えました。日本全国の市町村約1,800の自治

体が、この法律のもと、行政運営、議会運営をしているわけですが、選挙月を変えることは、事件や事故などよほどのことがないとやらないのは十分承知であります。ただ、私が2期目の選挙を迎えるに当たって、選挙も大事なのですけれども、やっぱり町の行政運営も大事ではないかと思いました。3月は予算議会ですし、9月の決算議会と同じように大事な議会でもあります。それを前倒しで行ったりという部分で、3月の選挙日が適正なのかというふうに感じました。

そこで、私の私見だったのですが、そのことについて町長の見解を求めます。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

町長、議員の任期満了に伴います選挙日程につきましては、町長任期が3月24日、また議員の任期が3月30日となっております。県内35市町村ありますが、首長選挙については、本町以外は高山村長の任期が3月30日となっているだけで、議会議員では3月は本町だけとなっております。県内首長の任期では、いろいろな月が見受けられますが、議員の任期では多くの市町村が4月に改選となっております。本町の過去の経緯を見ますと、村長任期が昭和47年2月の川島村長死去に伴い、現在の任期となり、議会議員では昭和の大合併の昭和31年3月30日から変わっていない状況となっております。

職員の業務に支障が出ているのではとの質問ですが、課長職に伺ったところ、両選挙ともに昭和47年から現在までの長きにわたり3月に実施され、また4年に1度ということで、業務上長年にわたりまして経験の蓄積から、特に支障はないと伺っております。しかし、私も先ほど議員が述べたように、町長としては私はまだ経験はしていないのです。1年9カ月行ってきたのですけれども、以前議員としては経験があります。議員の立場を鑑みますと、落ちついて確かに審議ができないというのは否めないかなと、こう思っております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） 3月の議会、これはやはり議員だけではなく、町長のほうもそうだと思いますし、町民を巻き込んでの選挙ですので、一概に変える、変えないというのは言えないと思うのですが、行政運営には今も支障がないというお話をいただきました。支障がないなら、別にそのままでいいのですねという話になってしまうのですが、やっぱりいろいろあって、議員の中でも3月の予算議会がある中で、その後に選挙が控えているのだけれども、集中できないというのはきっとあると思うのです。ですから、それは今後議会でも議論していくべきかどうか、もう一度町長、意見下さい。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど、議員の立場は経験しておりますと、述べたように集中できないというのは否めないと、これは先ほどおっしゃったとおりです。町長といたしましては、まだそれを経験

していません。これから、あと2年そこそこの2月、3月になりますと経験をしていくのかなと、こう思います。先ほど述べたとおりなのですけれども、議員のほう、回数が議会の定例会のほう、4回と定められた中で、招集の時期を定める規定において、3月、6月、9月、12月となっているのです。いろんな制約があると思うのです。その中で3月議会は、新年度の予算審議という大切な定例会であると承知しております。ただし、4年に1度の町長及び議会議員選挙は、ご質問の2月に臨時議会を開催して審議をお願いすることとなっております。忙しい中での審議であり、十分な審議が行えない可能性もあろうかと思いますが、議員皆さんは選挙によって住民代表として選出されております。みずからの資質の向上を図り、審議に集中していただき、まちづくりの予算編成になるようお願いをいたします。

先ほど議員が述べたように、今年、地方自治法70周年、大政奉還がされて150年、千代田町は35周年ですね、町となりまして。村から始まりますと62年たつのですけれども、そう考えていきますといろんな事業をしていく中で、物事を変える中でいろんな制約があるわけでありまして。それをやっていくには、議会も、私町長も含めて、まず4年間という任期を与えられたそれを全うすると、これが前提かなと、こう思います。その中で、この任期を変えるというのは、究極の選択の中に3つの方法しかない、こう考えております。皆さんご存じのように、3つの方法を、これからはもしそのような形で任期をずらすのでしたら、議員のほうも議論を深めていただいて、私のほうは私のほうでそれを考慮しながら考えていくと、こういう方法かなと思います。

ただし、先ほど述べたように町民から選ばれた町会議員、町長、首長ですね。これは4年の任期を全うすると、これがあるわけでありまして。その辺を了解した中で、議会のほうで議論を深めていただいて方向性を出していけばと、このように考えています。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） 町長の考えはわかりました。3月の定例会も変えられない。選挙も変えられないということですが、今議会のほうも新しく議員になられた方が5名いらっしゃいます。一度、あと2年後か、選挙を経験してもらって、その後また問題があるようだったら、議会のほうでも議論していければと思っています。

それでは、2つ目ですが、行政懇談会について、しばらく千代田町では行政懇談会をやられていなかったと記憶しております。今回、9月の下旬から町内10カ所で行政懇談会を実施したということですが、何年ぶりの行政懇談会を実施したのかを1つと。あと、意見、要望に対してすぐ対応できているのはありますかということと。また、行政懇談会の中で町の政策等は来た方たちに伝えられましたかというのを町長にお聞きします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員のお話する行政懇談会についてということですが、まず何年ぶりにと
いうことですが、これは4年ぶりに開催させていただきました。町民の皆さんと町行政が相互理解を
深めながら、町の将来や各種行政課題に取り組むために何ができるかをともに考え、魅力的なまちづ
くりが行えるよう、町内10カ所で開催させていただきました。参加された人数であります、全体で
363人の参加をいただきました。前回、平成25年度の開催では参加者59名でしたので、大幅に増加し
たと思われます。

また、どのような質問が多かったかという質問なのですけれども、質問の内容につきまして、今回
57名の方から数多くの質問と意見をいただきました。それぞれ回答させていただきました空き家対策、
都市計画道路、ごみ問題、耕作放棄地など生活に密着した質問が多くありました。懇談会に係ります
質問は、一部になりますが、「広報ちよだ」12月号に掲載させていただきましたのでご覧いただけれ
ばと、こう考えております。

また、意見、要望に対してすぐ対応できたかということですが、先ほどもお話しさせていただきました
ましたが、57人の方々から数多くの質問、意見がありました。すぐに対応、対策などがとれるもの、ま
た長期的な視野に立った上で対策、対応できるものなど、多岐にわたり質問、意見が出されました。
ご質問のすぐ対応できたものにつきましては、職員の意識改革のご意見について、翌日に全職員に周
知を図ったのを初め、ごみの減量化対策やごみカレンダーのご意見についても、新年度で取り組みを
指示したところであります。そのほかいろんなご意見をいただきましたので、スピード感を持って対
応していきたいと考えております。議員の皆さんもご協力をよろしくお願いいたします。

また、町の政策等は町民に伝えられたかという質問もありましたけれども、今回の地区懇談会では、
私が町長となってから取り組んでいます施策について、各課局ごとに分け、参加されました町民の皆
さんにわかりやすい、見やすいように資料を作成しまして、説明も私なりに丁寧なわかりやすい説明
に心がけました。また、今回は地区懇談会終了と同時に、懇談会の満足度、説明内容、町政への関心
度などアンケート調査をさせていただきました。その結果、満足度では「大変満足」、「まあ満足」が
85.1%、説明内容であります、「大変わかりやすかった」、「まあわかりやすかった」が93.8%、最
後に町政への関心度であります、「大変深まった」、「まあ深まった」が94.4%と、いずれも高い評
価をいただくことができましたので、参加された町民の皆さんに私の考えを伝えることができたか
と思っております。また、行政に対しまして、町民の皆さんの関心度が高まっていたかとお負
をしているところであります。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） 先ほどのアンケート結果で、すごく高い評価だったということですが、これ
は行政懇談会は毎年やる予定でいらっしゃいますか、それとも1年置きだとか2年置きだとか、どう
いう形で実施これからされていく予定でしょうか、お聞きします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 以前から、2年に1度ということで進んでいたと思いますが、これが今年4年ぶりということだったのですけれども、目標は毎年行っている春に町政の政策発表会、これもありますから、2年に1度ぐらいのペースがよろしいのか、これから行政の幹部とまた相談をしながら行っていきたいと。基本的には2年に1度のペースでよろしいかなと、そのように考えております。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） 議会のほうも今年で5回目となりましたが、議会報告会ということで実施しております。毎回やりながら、町民に来てもらうにはどうしたらいいかということを考えながら、今回は質疑の時間を多くしようとか、意見交換会を設けようとかという形で、毎回議員同士議会で議論しながら実施しました。やっぱり質疑を設けることによって、町民が今抱えている問題だとか、町に対する考えだとか、いろいろ今回もたくさん意見が聞かれました。それも議会のほうでこれから議論して行って、またできれば町にも意見交換会という形で伝えられて、要望等できればと思っております。行政懇談会、すごくいいことだと思います。ぜひ続けて実施して行ってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（襟川仁志君） 以上で7番、高橋議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（襟川仁志君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす8日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（襟川仁志君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時58分）

平成29年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年12月8日（金）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第28号 千代田町行政財産使用料条例の制定
- 日程第 3 議案第29号 千代田町いじめ問題対策委員会等設置条例の制定
- 日程第 4 議案第30号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第34号 千代田町都市公園条例及び千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第35号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第36号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第37号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第38号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第39号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第40号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 発議第 2号 千代田町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定
- 日程第17 発議第 3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	卷	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	一	君
5番	森		雅	哉	君	6番	川	田	延	明	君
7番	高	橋	祐	二	君	8番	小	林	正	明	君

9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	襟川仁志君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	椎名信也君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	小暮秀樹君
経済課長兼 農業委員 農事務局長	荒井稔君
都市整備課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	小寺晴美君
教育委員 会務局長	宗川正樹君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田村恵子
書記	安西菜月
書記	久保田新一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（襟川仁志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第5号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、9月28日に衆議院議員が解散となり、同日臨時閣議において10月10日公示、10月22日投開票という選挙日程が正式に決定されたことに伴い、平成29年度千代田町一般会計予算に所要の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、千代田町一般会計補正予算（第3号）について9月28日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正金額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ649万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,673万6,000円とするものであります。主な内容であります。歳入では選挙執行のための県委託金649万4,000円を追加いたします。歳出では、投開票立会人等の報酬及び執務職員に係ります手当等の人件費を追加するほか、選挙人名簿に係る電算業務委託料など選挙事務に要する経費を追加いたします。また、選挙用備品購入費では投票作業の効率化を図るため、投票用紙自動交付機を購入するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第2、議案第28号 千代田町行政財産使用料条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第28号 千代田町行政財産使用料条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第228条の規定により、町が所有する土地を使用する場合は使用料を条例で定める必要があることから、条例の制定を提案するものであります。主に電気通信事業者等の電柱が町の許可を得て設置されておりますが、使用料の徴収に伴う新たな財源確保のため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） それでは、議案第28号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、今年度職員によります新たな財源確保プロジェクトチームからの提言を受けまして、行政財産の使用について徴収する使用料に関し、地方自治法第228条の規定により必要な事項を定める条例となるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきます。お手元の議案第28号の条例をご覧くださいと思います。第1条、趣旨になりますが、地方自治法によりまして条例を定めることを規定しております。

第2条の使用料の徴収では、使用料を納付することを規定しております。

第3条、使用料の年額の基準では、第1号で土地を使用した場合の算定額を、第2号で建物を使用した場合の算定額を、そして第3号では土地、建物以外を使用した場合、町長が率を定めることを規定しております。

第4条の使用料の額では、消費税法及び地方消費税法が課されることについて規定しております。

第5条では、電気事業者及び電気通信事業者等に係ります使用料の額を規定しております。

第6条の納付方法では、納付の時期を規定しております。

第7条の減免では、減免ができる場合を規定しております。

第8条の委任では、必要事項は町長が別に定める旨の規定をしております。

この条例の対象物件につきましては、先ほども町長が申されたように第5条第1項に記載の電気通信事業法施行令別表第1号第1に掲げてあります町の行政財産上の電柱が主となりまして、使用料が発生することとなります。

最後に、附則では、本条例の施行日を平成30年4月1日から施行すると規定したものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 千代田町行政財産使用料条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第3、議案第29号 千代田町いじめ問題対策委員会等設置条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第29号 千代田町いじめ問題対策委員会等設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法に基づく千代田町いじめ問題対策委員会及び千代田町いじめ問題再調査委員会を設置することに伴いまして、条例の制定を提案するものであります。これら委員会の設置により、本町のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、重大事態が発生した場合には調査審議を行うこととなります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、議案第29号につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、議案書の条例文をご覧いただきたいと思います。まず第1条では、千代田町いじめ問題対策委員会及び千代田町いじめ問題再調査委員会の設置の趣旨を定めるものでございます。

第2条では、教育委員会の附属機関として千代田町いじめ問題対策委員会の設置を規定し、第3条では所掌事務を定めるものでありまして、第1号から第3号までの事務処理を行うものでございます。

第4条では、千代田町いじめ問題対策委員会の定数、臨時委員、選出区分など、組織について規定をしております。

おめぐりいただきまして、第5条では、委員及び臨時委員の任期について定めております。

第6条では、委員長及び委員長の職務代理を規定するものでございます。

第7条では、会議に係る必要事項について規定をし、第8条では守秘義務について定めております。

第9条では、利害関係者等の排除についてを、第10条では委員会の庶務を教育委員会事務局で行うことを定めております。

第11条では、町長の附属機関として千代田町いじめ問題再調査委員会の設置について規定し、第12条では組織について定めており、その中で教育委員会附属機関の対策委員以外から町長が委嘱することを規定しております。

第13条では、所掌事務を定めており、教育委員会附属機関の対策委員会による調査結果の審議や再調査について規定をしております。

第14条では、再調査委員会の任期について定めており、調査に付する案件ごとに町長が委嘱をし、調査が終了し議会への報告が終了した時点で解嘱される旨を規定しております。

第15条では、第6条から第10条を準用することを規定するとともに、庶務の所管を総務課とすることを定めております。

第16条では、委任事項を規定しております。

附則につきましては、条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 内容についてお伺いします。

第4条の3項に、委員及び臨時職員は、法律、医療、心理、福祉、教育その他とありますが、法律となると弁護士等のことを指すかと思うのですが、町内の人材で賄えないおそれがあります。その点はどうお考えでしょうか。

それと、いじめという事柄の性質上、町に縁がない、当事者と顔見知りではない人のほうがよろしいような気もしますが、その場合、町外からこの委員を委嘱するようなお考えなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

大谷議員のおっしゃるとおり、千代田町の教育委員会の附属機関、そして町長の附属機関の調査機関というふうに2つ調査機関がございます。いじめの性質上、やっぱり町内でありますと利害関係とか関係者等の場合もございますので、なるべく町外の方を任命したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 千代田町いじめ問題対策委員会等設置条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第4、議案第30号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第30号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院規則が改正され育児休業の再取得などにつきまして、運用で認めていた要件が具体例として明文化されたことを踏まえまして、千代田町職員の育児休業等に関する条例におきましても同様に明文化するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） それでは、議案第30号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり人事院規則が改正され、育児休業の再取得などにつきまして、運用で認めていた要件が具体例として明文化されたことを踏まえまして、本町におきましても同様に所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、お手元の資料によりご説明申し上げます。初めに、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。対照表の1ページの第3条では、文言の整理として育児休業法第2条第1項の次に、ただし書きを加えております。同条第6号では、育児休業を再取得できる特別の事情といたしまして、これまで運用により保育所や認定こども園などにおける保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを認めていましたが、今回の改正により具体例として明文化するものでございます。

次に、1ページ下段の第4条では、育児休業期間を再度延長できる特別の事情といたしまして、第3条と同様に運用を認めていた要件を具体例として明文化するものでございます。

次に、2ページ、次のページをお願いいたします。第10条におきましても、育児短時間勤務を再取得できる特別の事情として、第3条と同様に運用を認めていた要件を第7号で具体例として明文化するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第30号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。
よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第5、議案第31号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。
高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第31号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほど議決いただきました千代田町いじめ問題対策委員会等設置条例に基づいて設置されるいじめ問題対策委員会の委員及びいじめ問題再調査委員会の委員の報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、ほかの非常勤特別職職員の報酬額との権衡及び当該委員の所掌事務の内容を考慮いたしまして、いじめ問題対策委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員の報酬額とともに日額で8,500円とするものであります。

なお、本条例の施行期日でございますが、公布の日から施行といたします。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第6、議案第32号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第32号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されましたので、千代田町税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容になりますが、個人町民税では配偶者控除の見直しに伴い控除対象配偶者の定義が同一生計配偶者に変更となるため、名称の改正を行うものであります。

固定資産税では、国が一律に定めていた地方税の特例措置を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に基づき対象となります固定資産税について、課税標準の特例を規定するものであります。

詳細につきましては、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第32号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

この改正は、先ほど町長が申されましたが、個人町民税においては配偶者控除の見直しに伴う改正及び固定資産税においては地方自治体が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例についての改正でございます。

お手元に議案第32号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。最初に、左側の改正案に、第61条の2、法第349条の3第28項等の条例で定める割合を追加いたします。これは、わがまち特例を導入するための改正でございまして、児童福祉法の規定により市町村の認可を受けたものが同法の規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る家屋及び償却資産に特例措置を講ずるものでございます。

まず、第1項の法第349条の3第28項に規定する条例でございますが、これは家庭的保育事業に係る家屋及び償却資産に特例措置を講ずるものでございまして、利用定員は5人以下のものが対象となります。

第2項の法第349条の3第29項に規定する条例でございますが、居宅訪問型保育事業に係る家屋及び償却資産に特例措置を講ずるものでございまして、こちらにつきましては利用定員の制限はないものでございます。

第3項の法第349条の3第30項に規定する条例でございますが、事業所内保育事業に係る家屋及び償却資産に特例措置を講ずるものでございまして、こちらも利用定員は5人以下のものでございます。

なお、課税標準の特例措置の割合でございますが、前3項とも国が参酌基準として設定いたしました割合と同じ2分の1とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。次に、附則の改正でございます。附則第5条の個人町民税の所得割の非課税の範囲等の規定ですが、控除対象配偶者の定義が地方税法の改正に伴いまして、現行の控除対象配偶者から同一生計配偶者に名称を変更する定義規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正でございますが、第14項及び第15項を追加いたします。この改正も、わがまち特例を導入するため新設するものでございまして、第14項の法附則第15条第44項に規定する条例の追加でございますが、これは企業主導型保育事業に係る施設の固定資産税に特例措置を講ずるものでございます。こちらにつきましては、子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合、最初

の5年度分に限り課税標準の特例措置を設けるもので、国が参酌基準として設定いたしました割合と同じでございますが、2分の1とするものでございます。

第15項の法附則第15条第45項に規定する条例の追加でございますが、これは改正後の都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人、いわゆるみどり法人と呼ばれるものでございますが、NPO法人や企業等の民間主体の方が土地を所有、または無償で借り受け、同法に規定する公開緑地を設置、管理する場合の課税標準の特例措置を設けるものでございまして、こちらも国が参酌基準として設定いたしました割合と同じ3分の2とするものでございます。

なお、本町におきましては該当となる緑地は現在ございません。

最後に、議案書の附則では、改正されます案件につきまして施行期日を規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第7、議案第33号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第33号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されましたので、千代田町都市計画税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容になりますが、先ほどご説明申し上げました税条例のうち、固定資産税の改正部分と同様に国が一律に定めていた地方税の特例措置を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に基づき対象となります都市計画税について課税標準の特例を規定するもので、附則第3項及び附則第4項を追加するものであります。

附則第3項では、法附則第15条第44項の条例で定める割合を追加いたします。これは、企業主導型保育事業として国の補助金を受けて実施する、事業所内保育事業に係る課税標準の特例措置でございまして、わがまち特例の割合を国が参酌基準として設定した割合と同じ2分の1とするものであります。

附則第4項では、法附則第15条第45項の条例で定める割合を追加いたしますが、これは都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が所有または借り受けた土地に公開緑地を設置、管理する場合の課税標準についてわがまち特例の特例措置を設けるもので、国が参酌基準として設定した3分の2とするものであります。

なお、この条例の施行期日は公布の日から施行となりますが、第4項の規定については都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行となるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第8、議案第34号 千代田町都市公園条例及び千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第34号 千代田町都市公園条例及び千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、8月に報告させていただきました新たな財源確保プロジェクトチームの取り組み項目の一環として、都市公園及び社会体育施設の使用料等の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

都市公園では、なかさと公園の野球場とバーベキュー棟の使用料の見直しを行うとともに、これまで使用料の設定のなかったくらかけ公園、昭和公園、東部運動公園の野球場に、新たに使用料の設定を行うものであります。

社会体育施設においても、これまで使用料の設定のなかった東部運動公園の小体育館、テニスコート、町民体育館及び町民テニスコートに、新たに使用料の設定を行うものであります。

なお、町内在住者及び町内在勤者の方については使用料の減免規定があることから、これまでと同様の利用方法となります。

詳細については、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第34号につきまして詳細説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由にもございましたが、8月22日議会全員協議会において報告をさせていただきました新たな財源確保プロジェクトチームの報告に基づきまして、都市公園及び社会体育施設の使用料の見直し等を行うため、千代田町都市公園条例及び千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

お手元に議案第34号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この資料をもとにご説明をさせていただきます。表のアンダーラインの箇所が改正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新旧対照表の1ページ、第1条関係、千代田町都市公園条例の改正関係でございます。第3条の7、運動施設が都市公園に占める割合でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係法令が改正されたことによりまして、これまで政令で定めていた運動施設率について

政令で定める基準を参酌し、新たに基準を規定するものでございます。

第8条の2、指定管理者による管理及び第8条の3、指定管理者が行う管理の業務でございますが、今後都市公園において指定管理者制度を導入できるよう、新たな規定を設けるものでございます。

1 ページ下段から2 ページ上段の第21条、使用料でございますが、第1項で別表を別表第1とする改正を行い、第2項を新たに追加し、営利目的での使用の場合について規定をしております。

2 ページ中段では、別表を別表第1とし、なかさと公園の野球場使用料を1,000円から1,500円、バーベキュー棟使用料を100円から150円とする改正を行うとともに、くらかけ公園の野球場、昭和公園の野球場、東部運動公園の各施設についても、新たに料金設定を行いました。

2 ページ下段から3 ページ上段でございますが、新たに別表第2として、近隣市町の状況を踏まえ営利目的で物品販売等をする場合の料金設定を行いました。

次に、新旧対照表の4 ページ、第2条関係、千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の改正関係でございます。右側、現行の欄になりますが、別表の3、サッカー場、多目的広場、小体育館、野球場、テニスコート及び別表の4になりますが、千代田町民体育館、町民テニスコートの一部改正を行います。

4 ページの新旧対照表の左側、改正案をご覧いただきたいと思えます。3のサッカー場、多目的広場については使用料の変更はございません。4の小体育館、次のページになりますが、5、野球場及び6、テニスコートについては、近隣市町の状況を踏まえ新たに料金設定を行いました。7、町民体育館及び次のページになりますが、8、町民テニスコートについても、屋外照明設備以外について近隣市町の状況を踏まえ、新たに料金設定を行いました。

なお、本条例の施行期日でございますが、平成30年4月1日からとさせていただきます。また、町長の提案理由の説明にもございましたが、町内在住者及び町内在勤者の方につきましては使用料の減免規定がございますので、これまでと同じ利用を行うことができますことをつけ加えさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 質問させていただきます。

町民体育館の部分使用の場合、バレーボールとバドミントン、バスケットボールで時間当たりの値段が違うのはどういう理由からでしょうか。

それと、現場の意見をちょっと聞いてきたのですけれども、総合体育館の場合には温水プールに職員が配置されていますので、体育館の管理をするのが容易であるということは聞きました。しかしな

から、町民体育館の場合には職員が在駐していませんので、何をしているのかというのが管理できかねると、困難だというような意見がありました。種類によって金額は違うというのはあまり合理的ではないような気がします、その点いかがでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、町民体育館の種目ごとの金額が違うということですが、あくまでも総合体育館等でもなのですが、専有面積によりまして料金を変更、変えているということで、今回も総合体育館等の料金に倣いまして差をつけているということですが、

それから、もう一点の管理についてでございますが、確かに町民体育館については管理者がおりません。ただ、申請時には温水プールのところの事務所で申請をしていただくこととなりますので、その点はよく説明をして、それに遵守していただくと、あとはこちらで信用してお貸しすることになります。

それから、また利用した際の日誌もつけていただきますので、その辺も利用者を信用してお貸しすることになると思います。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 現にあった問題として、総合体育館の場合には使っている方が申請とは違ったものやっていたと、役場職員がそれを発見して、それをやるのでしたら申請し直してくださいというような案件があったそうでございます。そのようなことがないようにやっていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（襟川仁志君） ほかにございませんか。

2番、酒巻議員。

[2番（酒巻広明君）登壇]

○2番（酒巻広明君） 2番、酒巻でございます。先ほど大谷議員から質問があったことにちょっと似てしまう部分もあるのですが、今回らかけ、昭和と野球場に関してグラウンド使用料が発生するというので、そういった部分でトイレ、また野球道具等の備品の管理体制について現状どのように考えて、今後どのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

これなぜこういった話をさせていただくかということ、以前なかさと公園の野球場の備品であるトンボが、たしか五、六本ですか、破損してしまっていて、あるチームの保護者の方の中に大工さんがいたということで、無償で直していただいた経緯があります。そういった部分で、今後にぎわいのまちづくりということで他市町村から千代田町に訪れていただくわけですから、そういった部分で備品の管理というのも大切なのかなと思いますので、その辺お聞かせいただければと思います。よろしくお願

します。

○議長（襟川仁志君） 石橋都市整備課長。

○都市整備課長（石橋俊昭君） それでは、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

くらかけ、昭和の野球場のトイレ、備品のほうなのですけれども、こちらのほうが年間管理ということで、町内業者さんのほうにその辺の清掃とかも含めまして管理のほうはさせてもらっているのですけれども、なかなか、今トンボだとかというお話もあったのですけれども、できるだけそういったところには気をつけて、特になかさ公園などは臨時職員等が行ってやっているのですけれども、どうしても利用の中でそういったケースも出てきてしまうのですけれども、その辺十分注意してやっていきたいと考えております。

それと、また利用者のほうからもそういった備品のほうの話については、使った後とかに報告があった場合は、すぐにそういった対応のほうはさせていただいているところでございますので、またお気づきの点がございましたら遠慮なく報告のほういただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ぜひとも管理のほうよろしく願います。

利用料をせつかく取るわけですから、今まで以上に利用したい場所、利用していききたい場所という部分で、にぎわいのある町につながっていければいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（襟川仁志君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 千代田町都市公園条例及び千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第9、議案第35号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第35号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国において道路法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第2号）が平成29年1月18日に公布され、平成29年4月1日より施行されたことに伴い、固定資産税評価額の評価がえ等を踏まえ、国が定めた占用料の額を参酌するよう求められておりますことから改正の必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日は群馬県と同様に平成30年4月1日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第10、議案第36号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第36号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ949万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,623万2,000円とするものであります。

それでは、補正の概要について申し上げます。最初に、歳入であります。事業費の増加などにより総務費及び民生費の国庫支出金及び県支出金について補正を行います。

また、寄附金では、ふるさと応援寄附金を追加するとともに、繰入金においても後期高齢者医療特別会計及び下水道事業特別会計からの繰入金を追加いたします。

歳出では、総務費において公共施設建設基金に積み立てを行います。

また、町税の還付金などを追加するとともに、住民基本台帳ネットワークの電算業務委託料も追加いたします。

民生費では、各事業において利用者等の見直しを行い、扶助費などについて補正を行いました。

衛生費でも、申請者の増加に伴い不妊治療費助成金を追加いたしますが、清掃費においては太田市外三町広域清掃組合の負担金を減額いたします。

農林水産業費では農業振興費を、土木費でも道路維持費を追加いたします。

教育費では、社会教育費において小学生を対象とする放課後子ども教室及び中学生を対象とする千代田未来塾に係る事業費について追加をいたします。

詳細については、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第36号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条第1項の歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長のほうから提案理由の説明があったとおりでございます。

第2項でございますが、補正の款項の区分及び区分ごとの金額等を第1表、歳入歳出予算補正で定めることを規定しておりまして、2ページから4ページにわたって掲載しております。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側、説明欄をもとに主なものをご説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。上から2段目になりますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の2節社会保障・税番号制度補助金では、マイナンバーカード等の記載事項に旧姓

も併記するなど変更を行うため、住基系システムの改修を行う必要があることから、社会保障・税番号制度補助金を129万6,000円追加いたします。

次のページ、10、11ページをお願いいたします。16款1項寄附金、3目1節ふるさと応援寄附金でございますが、首都圏への各種広告掲載を行うことによる寄附金の増加を見込みまして、50万円を追加いたします。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金では、県後期高齢者医療広域連合への本町分の負担金について、精算による返還金があったことから29万6,000円を追加いたします。

その下、4目下水道事業特別会計繰入金でも前年度の繰越金を737万3,000円追加いたします。

12、13ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の基金積立金でございますが、公共施設建設基金に3,000万円を追加いたします。これは、当初予算編成時において基金からの繰り入れを行っておりますので、積み戻しを行うとともに、後年度において老朽化対策に伴う公共施設等の改修費用に必要な財源を確保するため、積み立てを行うものでございます。

5目企画費でございますが、電算業務委託料を45万6,000円追加いたしますが、情報系パソコン等に使用するためのノートパソコン6台分について、システムの再設定を行うための委託料を追加するものでございます。

11目まち・ひと・しごと創生事業費のうち、放課後子ども教室設置事業を50万円減額いたします。これは、この後ご説明申し上げますが、教育費に新たに追加いたします放課後子ども教室及び千代田未来塾の事業費へ予算の組み替えを行うものでございます。

その下、ふるさと応援寄附金制度充実事業でございますが、先ほど歳入の項目でもご説明いたしました。本町への寄附者が多い首都圏を中心に各種広告による宣伝活動を行うため、広告料56万9,000円を追加いたします。

2項徴税費、2目賦課徴収費には、町税の過誤納還付金の不足が見込まれることから、町税過誤納金還付金及び還付加算金を130万円追加いたします。

14、15ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民登録費に108万円を追加いたします。これは、先ほどの歳入の項目でもご説明いたしましたが、マイナンバーカードの記載事項について充実を図るため、旧姓の併記も行うための住基系システム改修を行うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費には、総合福祉センターの風呂場等の施設修繕を行うため、総合福祉センター管理運営業務委託料を40万円追加いたします。

16、17ページをお願いいたします。2目障害者福祉費及び3目高齢者福祉費におきましては、障害福祉サービスや介護サービスの利用者等について見直しを行い、行動援護扶助費や介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰り出しについて精査を行ったものでございます。

18、19ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費でも不妊治療費の助成金について申請者の増加が見込まれることから、120万円を追加いたします。

2項清掃費、1目塵芥処理費では、太田市外三町広域清掃組合の負担金を2,473万円減額いたします。これは、当初予定しておりました高压電線路、スロープの解体工事が本年度においては行わないことになったことから減額となるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費には、コンバイン等の農業用機械を購入するため、認定農業者の方より農業用機械購入費補助金の申請が見込まれることから、不足分18万円を追加いたします。

20、21ページをお願いいたします。7款1項商工費、1目商工総務費には、栃木県の観光ガイドブックへ本町をPRする記事を掲載するため、県観光物産国際協会負担金を追加いたします。その下でございますが、物産展事業でございますが、来年1月29日に予定しております東京のぐんまちゃん家で行う本町の物産展について参加団体の増加が見込まれることから、各種費用について不足分を追加するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費には、各行政区長より随時要望のある緊急性を要する維持補修費について不足が見込まれることから、雑工事費200万円を追加いたします。

10款教育費、1項教育総務費、4目教育研究所費の教育研究奨励事業では、当初見込んでおりましたパート職員の採用形態について変更があったことから、臨時職員教員賃金、特別支援教育支援員賃金、次のページになりますが、適応指導教室指導員賃金において予算の組み替えを行うものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、学校・家庭・地域連携協力推進事業を新たに新設いたします。これは、東西小学校の児童においては放課後子ども教室、中学校の生徒においては千代田未来塾を行うため、推進員や支援員の賃金、謝礼、消耗品や通信費など、必要な費用76万3,000円を新たに計上いたしますが、先ほど総務費でご説明いたしましたまち・ひと・しごと創生事業の放課後子ども教室設置事業費50万円を減額いたしまして、予算の組み替えを行ったものでございます。

24、25ページをお願いいたします。6項保健体育費、3目総合体育館・温水プール費においては、燃料の高騰に伴いまして温水プールのボイラーの燃料費80万円を追加いたします。

また、その下になりますが、施設改修等工事費には男女のプール腰洗い場の経年劣化が進み補修を要することから、60万円を追加いたします。

最後に、下段の14款1項1目予備費を362万7,000円減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、柿沼議員。

[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君） 23ページの学校・家庭・地域連携協力事業ということで、子育て支援の一環として教育の放課後子ども教室、千代田未来塾ということで予算化されたわけなのですけれども、大変いいことだと思います。この予算額は、学童あるいは生徒の参加したいと希望する学生の規模に合っているのかどうかお聞きします。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

放課後子ども教室、未来塾の来年の4月から本格実施の前に、今回の補正予算によりまして試行のための、試しに行うための予算でございまして、今のところ東小学校で3名、西小学校で3名分を盛りかせていただきました。

また、アンケートはとらせていただいたのですけれども、実際の参加の意向はまだ確認してございません。来年また参加の募集を行いたいと思います。その人数によりまして、4月に向けて実施をするための予算、また補正等を行わせていただきたいと思います。ですので、現状ある程度人数が増えなくても何とかできるかなというところで、この3名、3名とさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 夏に総務文教常任委員会のほうで、千葉県の大網白里市ですか、文部大臣賞をいただいたそういった先進地を視察したわけなのですけれども、そのような学習と、また遊び、あるいは校外活動みたいな形で、大変すばらしい活動内容を拝見させていただいたのですけれども、そういった質の面を考えた支援員といいますか、推進員というか、そういった形の指導というのはどのような形をとっていくのかお聞きします。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

私も議会の視察のほうに同行させていただきまして、大網白里市の状況をお聞きして、すばらしいなというふうに感じておったところでございます。

本町につきましても、やはり勉強と、それから遊びの部分、両面を1日の中で組み込んでいければというふうを考えておりまして、そのための指導員等もまだ確定はしておりませんが、そういった方を今探しているところでございます。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第11、議案第37号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第37号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に367万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,394万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、国庫補助金を追加します。歳出では、総務費及び保険給付費を追加するほか、介護納付金を本年度の納付額の決定により減額するものです。

詳細につきましては、住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから議案第37号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書をご覧いただきまして、そちらのほうから説明させていただきます。7ページ、8ページをご覧いただきたいと思っております。まず、歳入でございますが、3款2項2目の国庫補助金では、歳出の一般管理費のシステム改修委託料といたしまして、歳出で当初予算に計上させてございますが、32万4,000円、それを今回追加提案させていただきまして、334万8,000円の合計367万

2,000円、これにつきまして、この部分で国庫補助対象となりまして100%の補助がいただけるということで、追加をさせていただくものでございます。

続きまして、歳出でございます。9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目の一般管理費でございますけれども、県、それと国保連合会、それと被保険者情報を共有するために国保の標準システム、連携ソフトでございますけれども、これが導入されますけれども、そのデータ連携を実施するために町自体のシステムの改修が必要となります。そのシステムの改修委託料といたしまして、先ほど補助のところで出てきました334万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、2款1項1目の一般被保険者療養給付費では、一般被保険者の医療費が伸びておりまして、当初予算では不足することが予想されますことから、1,600万9,000円を追加するものでございます。

また、5項1目の葬祭費につきましても、給付実績から不足が見込まれますので、8件分40万円を追加するものであります。

1枚めくっていただきまして、11、12ページをご覧いただきたいと思います。6款1項1目の介護納付金では、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者の負担分を社会保険診療報酬支払基金に納付いたしますが、今年度の納付額が決定されましたことから、1,608万5,000円を減額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第12、議案第38号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第38号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に11万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億600万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入2款1項2目の保険基盤安定繰入金を今年度の決定額が示されたことに伴い追加し、3款1項1目の繰越金を平成28年度の繰越金の確定により減額するものです。

また、4款2項1目の雑入ですが、平成28年度後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金として29万6,000円を追加いたします。

次に、歳出ですが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金では、今年度の保険基盤安定繰入金額が決定したことにより追加し、3款2項1目の他会計繰出金では、歳入4款で受け入れます後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計へ繰り出すものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第13、議案第39号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第39号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,622万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,941万円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきまして、歳出における保険給付費等の見直しに伴いまして、その財源分をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費を追加し、保険給付費を減額するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから議案第39号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書をご覧いただきまして、7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。まず、歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料及び3款の国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金につきましては、歳出における保険給付費の減額補正に伴いまして、その財源分として説明欄に記載の金額をそれぞれ減額するものでございます。

次の3款2項4目の介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修事業にかかわる国庫補助金98万円を追加するものでございます。

次の4款1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金につきましては、保険給付費の見直しによりましてその財源分として504万3,000円を減額するものでございます。

おめぐりいただきまして、9ページ、10ページをお開き願います。5款の県支出金、1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費の見直しによりまして225万2,000円を減額するものでございます。

次の7款1項の一般会計繰入金でございますが、1目の介護給付費繰入金では保険給付費の見直し

によりまして225万2,000円を減額するほか、3目の地域支援事業繰入金では事業費の増額補正に伴いまして繰入金2万円を追加し、また5目のその他一般会計繰入金ではシステム改修事業費の町負担分といたしまして事業費繰入金78万1,000円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、11ページ、12ページをお開き願います。続きまして、歳出でございます。1款の総務費、1項1目の一般管理費につきましては、平成30年4月に施行予定の介護保険制度改正に対応するために、介護保険システムの改修にかかわる電算業務委託料176万1,000円を追加するものでございます。

次に、2款の保険給付費でございますが、1項1目の居宅介護サービス給付費では支出見込み額に基づきまして2,000万円を減額するほか、下段の2項1目の介護予防サービス給付費及び6目の介護予防住宅改修費、またお開き願いまして、13、14ページをお願いいたします。続いての2項7目の地域密着型介護予防サービス給付費では、支出が当初積算を上回る見込みでありますことから、それぞれ記載の金額を追加させていただくものでございます。

次に、4款の地域支援事業費、2項1目の一般介護予防事業費につきましては、介護予防サポーター研修会の実施方法の変更に伴いまして、講師謝礼の2万円を業務委託料のほうに組み替えをさせていただくものでございます。

また、下段の4款3項3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、公用車の燃料費の不足が見込まれるために2万円を追加させていただくものでございます。

以上、私のほうからの詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時32分）

再開 (午前10時45分)

○議長(襟川仁志君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 続いて、日程第14、議案第40号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第40号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,194万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,968万円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、分担金及び負担金について既に収入済みとなった分を追加するものとともに、国庫支出金の補助金の追加分、繰越金については平成28年度分の繰越金をそれぞれ追加いたします。町債につきましても、流域下水道の負担金分として追加いたします。

歳出では、総務費の人件費を減額するとともに、事業費の管渠整備事業において工事請負費を追加し、負担金につきましても流域下水道分を追加いたします。諸支出金につきましては、一般会計への繰出金として追加するものでございます。

詳細については、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(襟川仁志君) 小暮環境保健課長。

○環境保健課長(小暮秀樹君) それでは、議案第40号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、4ページ、5ページに第2表、地方債補正がございます。流域下水道事業費の限度額を300万円から380万円に増額いたします。これは、下水道事業に係る借り入れでございまして、流域下水道西邑楽処理区建設事業負担金が増額になったことによりまして、これに関連し起債の借入額も増額するものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、9ページ、10ページをお願いしたいと思います。初めに、歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、1項分担金、1目受益者分担金、1節の下水道事業受益者分担金につきましては47万5,000円、次の2項負担金、1目受益者負担金、1節下水道事業受益者負担金につきましては50万円をそれぞれ追加いたします。これは、現在までに既に収入済みとなっております金額を追加したものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会資本整備総合交付金でございます。これは、下水道管渠整備に係ります事業量の増加により、追加申請分として280万円を追加いたします。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金でございますけれども、平成28年度決算の剰余金の確定によりまして737万2,000円を追加いたします。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。8款町債でございます。これにつきましては、事業費の流域下水道建設負担金割合の変更によりまして、補助事業費分を20万円減額するとともに、単独事業費分を100万円追加するものでございます。

めくっていただきまして、13ページ、14ページをお願いいたします。次に、歳出でございますけれども、ページ右側の説明欄の事業内容をもとに説明させていただきたいと思っております。最初に、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費でございますが、132万円を減額いたします。一般経費の報償費につきましては、受益者負担金の一括納付件数の確定によりまして26万2,000円を減額し、次の浄化槽廃止補助金につきましては申請数の増加が見込まれるため4件分10万円を追加するものでございます。

2款事業費、1項公共下水道費、1目管渠整備費でございますけれども、589万円を追加いたします。主な要因につきましては、単価改正や工事箇所を追加によりまして国庫補助管渠整備事業では189万円、単独管渠整備事業につきましては舗装復旧工事の追加を含めまして400万円、それぞれ工事請負費を追加するものでございます。

めくっていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。2款の事業費、2項流域下水道費、1目の負担金でございますけれども、西呂楽処理区の建設負担金につきまして負担割合の変更によりまして16万6,000円を追加するものでございます。

次に、4款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、28節繰出金でございますけれども、前年度の繰越金が確定いたしましたので、歳入において計上させていただきました繰越金を一般会計に戻すために737万3,000円を追加させていただくものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に推薦理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋純一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります塩田典子氏の任期が平成30年3月31日で満了となることから、新たに法務大臣に対し大字赤岩在住の福田美津江氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

福田美津江氏につきましては、民生委員児童委員とともに協力して活動する主任児童委員の職を2期6年にわたって精励され、人権擁護活動についても深く関心をお持ちであり強い意欲を示しておられます。また、地域の住民からの信頼も厚く、その経験と人格から、今後の人権擁護委員としての活動に大きな成果を期待できるものであります。

以上の理由から福田美津江氏を人権擁護委員として推薦したいと存じますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第16、発議第2号 千代田町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、高橋議員。

[7番（高橋祐二君）登壇]

○7番（高橋祐二君） 発議第2号の提案理由の説明を申し上げます。

住民の代表である議員の職責の重要性及び議会への住民の信頼の確保を鑑み、議員が長期にわたって議会活動等ができなくなった場合、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給を減額すべきではないかという意見に基づき、平成29年4月からの議会改革推進特別委員会において、長期欠席における議員報酬等の検討について慎重に協議してまいり、条例案を作成しました。そして、平成29年9月19日、議会改革推進特別委員会において住民に開かれた議会、また信頼される議会を目指し、委員の賛同を得て12月議会に上程ということになりました。

次に、条文について説明させていただきます。議案書をご覧くださいと思います。第1条、趣旨では、長期にわたり議会活動等ができなくなった場合の議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めることを規定しております。第2条、用語の定義では、長期欠席は90日を超えて議会活動等ができなくなった場合を規定しております。第3条、届出では、長期欠席届出書、復帰届出書の提出を規定しております。第4条、議員報酬の減額及び第5条、期末手当の減額では、それぞれ長期欠席の期間により支給割合が異なることを規定しております。第6条では適用除外を、第7条では疑義の決定を、第8条では委任をそれぞれ規定しております。

なお、本条例の施行期日は平成30年4月1日となります。

このようなことで、千代田町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定をさせていただきますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 千代田町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第17、発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） 発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を説明を申し上げます。

これまでの会議規則では、本議会に女性議員はおりませんが、議員本人の出産に伴う議会の欠席について規定されておりました。今回の改正では、少子化対策などを議論する議会の場においても出産や育児の理解をし、子育て支援に取り組むことが大切であると考え、規則の中に配偶者の出産においても欠席が認められることを改めて明記するものでございます。

また、昨今の男女共同参画社会の進展や社会情勢なども勘案し、千代田町議会会議規則の一部改正を発議させていただきますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げて提案理由の説明とさせていた

できます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、千代田町議会会議規則の一部を改正する規則の趣旨であります。千代田町議会会議規則の一部を次のように改正いたします。

第2条第2項中「議員」の次に「又は議員の配偶者」を加える。以上であります。

附則、この規則は、公布の日から施行するものといたします。

どうぞ賛同よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

○次会日程の報告

○議長（襟川仁志君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから13日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、13日まで休会といたします。

なお、11日月曜日は総務文教常任委員会、12日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（襟川仁志君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時08分)

平成29年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年12月14日（木）午前9時開議

（その1）

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 3 委員長報告 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

（その3）

日程第 4 発議第4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	卷	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	一	君
5番	森		雅	哉	君	6番	川	田	延	明	君
7番	高	橋	祐	二	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	國	生	君	12番	襟	川	仁	志	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君	
副	町	長	坂	本	道	夫	君

教 育 長	岡 田 哲 君
総 務 課 長	椎 名 信 也 君
財 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
環 境 保 健 課 長	小 暮 秀 樹 君
經 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	荒 井 稔 君
都 市 整 備 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	小 寺 晴 美 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	宗 川 正 樹 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 村 恵 子
書 記	安 西 菜 月
書 記	久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（襟川仁志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議員派遣の件

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（襟川仁志君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（襟川仁志君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付しました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○委員長報告

○議長（襟川仁志君） 日程第3、委員長報告、市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助

率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

委員会報告書については配付されているとおりでありますが、これより福祉産業常任委員長の報告を求めます。

高橋議員。

[福祉産業常任委員長（高橋祐二君）登壇]

○福祉産業常任委員長（高橋祐二君） 委員長報告を申し上げます。

福祉産業常任委員会報告書。本委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について。

2、審査経過。付託年月日、平成29年10月30日。審査年月日、平成29年12月12日。

3、審査結果。意見書の提出については、全員賛成により関係機関に提出すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、本件について福祉産業常任委員長に対しての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結します。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本意見書に対する委員長報告は採択であります。市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、採択に賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、採択されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時04分）

再 開 （午前 9時05分）

○議長（襟川仁志君） 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長（襟川仁志君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第4、発議第4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、高橋議員。

[7番（高橋祐二君）登壇]

○7番（高橋祐二君） 発議第4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であるということをご承知のことと思います。現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率が50%から55%に嵩上げされておりますが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっております。

地方創生に全力を挙げ取り組んでいるこの時期に補助率を低減することは、駅も国道もない私たちの町においては死活問題であります。長期安定的に道路整備が進められるよう、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続することを要望いたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（襟川仁志君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。平成29年度第4回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、今月7日の開会以来、本日まで8日間にわたり、ご提案申しあげました全ての案件につきまして慎重なる審議を賜り、原案どおりご決定くださいましたことに厚く御礼申し上げます。

また、7名の方々からの一般質問と、休会中に開催されました各常任委員会での意見交換では、地域振興や教育、防災、防犯などさまざまな分野で貴重なご意見をいただきました。ご指摘いただいた点につきましては、今後それぞれの事業に生かせるよう努力してまいります。

さて、早いもので今年も残すところ2週間あまりとなりました。今年、利根川が決壊したカスリーン台風から70年でありましたが、本町の1年を振り返りますと、緊迫化する北朝鮮情勢への対応や台風21号による河川の溢水被害など、防災面での取り組みが印象的であった一方で、町制施行35周年の各種記念事業を通じて、にぎわいを創出しながら町の節目をお祝いすることができた年であったと思います。

また、今年、武家政権が終わりを告げ、新しい国づくりへの転換期となった大政奉還から150年目の節目であり、更に国民生活の基盤とも言える地方自治法が施行されてから70周年を迎えました。これを受け、先月20日には天皇皇后両陛下ご臨席のもと、地方自治法施行70周年記念式典が東京国際フォーラムで行われ、私も出席させていただきました。昭和22年に地方自治法が施行されて以来、地方分権の大きな流れの中で地方自治体の行財政運営の自由度が増し、同時にその役割の重要性も増しております。

我が国は、本格的な人口減少の局面に突入しており、財源や人材といった資源が限られていく中で、我々地方自治体には持続可能な行財政運営が求められています。将来にわたり、千代田町が千代田町らしくあり続けるために真剣に、そして危機感を持って、今何をすべきかを考えていかなければなりません。ちょうど自治法が施行された昭和22年には1万を超えていた市町村数も、昭和と平成の2度の合併により、現在では1,718にまで減少しております。過去に例を見ない人口減少のほか、地縁、血縁の希薄化による無縁社会の進行など、さまざまな事情が複雑に絡み合い、自治体運営が難しい時代となっております。

しかしながら、今も昔も、そしてこれからも変わらないことは、基礎自治体である我々市町村は、町民に信頼される存在であることだと思います。私は、その信頼関係を今後も築いていくために、職員とともに汗を流し、知恵を出し合いながら将来を見据えた未来志向の町政の推進に全力を尽くす所存であります。議員各位におかれましては、議会と行政がお互いを尊重し合い議論を重ねながら、町民のためよりよい町政を実現していくことにご協力をお願い申し上げます。

寒さも日を追って厳しくなってきましたが、町政発展のため引き続きご指導、ご支援のほどお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（襟川仁志君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日から本日までの8日間にわたり、平成29年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位に上程されました諸議案に対し終始熱心にご審議賜り、上程されました案件も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

今定例会においては、7名の議員による一般質問や、町長提案の条例、補正予算など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。

今年を振り返りますと、10月の台風21号により本町も水害等に見舞われ、改めて防災意識を見直すとともに、自主防災の重要性を感じた年でありました。また、議会におきましては今年で5回目となる議会報告会、団体との意見交換を実施し、議会の活動報告や町民の皆様からのご意見等をお伺いいたしました。今後もより開かれた議会となるよう、町民の声を町政に反映させる議会運営に努めてまいります。

また、今年には町制施行35周年ということで、この後子ども議会が開催されることとなります。町長を初め執行部の皆様には、千代田町の未来を担う中学生の貴重な意見に耳を傾けていただき、暮らしやすい町民に寄り添った千代田町を目指すためにも、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

年が明けますと、おもてなしマラソンも予定されております。たくさんの方にご来場いただけるよう議員一同一体となり、昨年同様協力していききたいというふうに思います。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望、意見等を尊重していただき、町行政の執行に反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今年も残すところあとわずかとなります。皆様方におかれましては、ご健勝にて新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げ、平成29年第4回千代田町議会会定例会を閉会といたします。

長い間大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時20分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成29年 月 日

千代田町議会議長 襟 川 仁 志

①署名議員 細 田 芳 雄

②署名議員 青 木 國 生